経 済 産 業 省

２０２６０８０５貿局第１号
輸出注意事項２０２６第１１号
経済産業省貿易経済安全保障局

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成２３年９月１日付け輸出注意事項２３第１１号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和８年８月１９日

経済産業省貿易経済安全保障局長　成田　達治

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成２３年９月１日付け輸出注意事項２３第１１号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この規程は、令和８年８月２６日から施行する。

（別紙）

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（平成２３年９月１日付け輸出注意事項２３第１１号）

改正後

２　適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第２の３６の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。

（１）（略）

（２）条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあっては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。

（削る）

３　輸出承認の申請

（１）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に輸出承認申請書２通を提出するものとする。

項	貨物の種類	担当課室
１	（略）	（略）
２	適用品目のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業省経済産業局（通商事務所を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局の商品輸出担当課

現行

２　適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第２の３６の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。

（１）（略）

（２）条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（（３）の場合を除く。）。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあっては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。

（３）条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物、これらの個体の一部及びこれらの卵、はく製又は加工品のうち、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第３６条第１項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶（以下「船舶」という。）が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの期間に、公海で採捕し、本邦に帰港又は寄港せず、直接輸出（以下「洋上輸出」という。）する水産物。

ただし、当該水産物が「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和５５年１１月１日付け輸出注意事項５５第１７号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。）に基づいて「条約に基づく日本国許可・証明書」の発行を受けた場合に限る。

３　輸出承認の申請

（１）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に輸出承認申請書２通を提出するものとする。

項	貨物の種類	担当課室
１	（略）	（略）
２	適用品目のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課

（２）輸出承認申請の際の添付書類

① 次の②以外の場合

（イ） （略）

（ロ） 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し（ＡＴＡカルネ手帳（注１）に替えることができる。） １通

（ハ） 条約に基づく次のいずれかの書類

（ｉ）条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（注２） ２通

（ⅱ） （略）

（削る）

② 水産物を洋上輸出する場合（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第３６条第１項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの間に、外国の領海及び外国の排他的経済水域以外で採捕した水産物を、本邦に帰港又は寄港することなく直接外国に向けて輸出する場合に限る。）（注4）

（イ）洋上輸出承認申請説明書（別紙様式２） 原本１通

（ロ）洋上輸出する予定の水産物、当該水産物を採捕する予定の海域及び当該水産物の洋上輸出の計画を記載した書面の写し １通

（ハ）漁業法第３６条第１項に基づき農林水産大臣が許可した漁業許可書の写し又は水産庁が同漁業許可書の交付を受けた船舶であることを確認した書面の写し １通

（ニ）洋上輸出する水産物の総重量を計算する根拠となる書類（過去の漁獲成績を記載した報告書等） １通

（注１）物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ＡＴＡ条約）第１条（ｄ）に規定する通関手帳をいう。

（注２）「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和５５年１１月１日付け輸出注意事項５５第１７号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。）の別紙様式１－（１）の書類とする。

（注３）条約決議１２．３に基づき条約締約国（地域を含む。以下「締約国等」という。）が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすもの（ＡＴＡカルネ手帳に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できるものを含む。）とする。

（２）輸出承認申請の際の添付書類

（新設）

① （略）

② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し（ＡＴＡカルネ手帳（注２）に替えることができる。） １通

③ 条約に基づく次のいずれかの書類

（イ）条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（注１） ２通

（ロ）（略）

④ 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

（新設）

（注１）輸出許可書等の申請手続等の別紙様式１－（１）の書類とする。

（注２）物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ＡＴＡ条約）第１条（ｄ）に規定する通関手帳をいう。

（注３）条約決議１２．３に基づき条約締約国等が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすもの（ＡＴＡカルネ手帳に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できるものを含む。）とする。

なお、商品見本証明書の原本を所有していること及び同証明書による輸出先国

なお、商品見本証明書の原本を所有していること及び同証明書による輸出先国への輸入が認められることについて輸出先国の管理当局等の同意が得られていること。	への輸入が認められることについて輸出先国の管理当局等の同意が得られていること。
（イ）～（ニ）　（略）	（イ）～（ニ）　（略）
（注４）②に該当する輸出の申請の場合は、輸出承認申請書の商品欄に、５（４）ロ）における輸出許可・証明書の発行を受けたものに限る旨を記載すること。	（注４）上記の規定にかかわらず、２（３）の場合の添付書類は、次のｉ）からⅳ）の他、（２）④を提出するものとする。
（記載例）　Prionace glauca（条約に基づく日本国許可・証明書の発給を受けたものに限る）	
（削る）	ｉ）洋上輸出承認申請説明書（別紙様式２）　原本１通
（削る）	ⅱ）洋上輸出する予定の水産物、当該水産物を採捕する予定の海域及び当該水産物の洋上輸出の計画を記載した書面の写し　１通
（削る）	ⅲ）漁業法第３６条第１項に基づき農林水産大臣が許可した漁業許可書の写し又は水産庁が同漁業許可書の交付を受けた船舶であることを確認した書面の写し　１通
（削る）	ⅳ）洋上輸出する水産物の総重量を計算する根拠となる書類（過去の漁獲成績を記載した報告書等）　１通
（注５）特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。	（新設）
（３）その他	（３）その他
次の①及び②の場合を除き、本申請と併せ、輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の申請手続を行うものとする。	本申請と併せ、輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の申請手続を行うものとする。ただし、（２）の③の（ロ）に掲げる書類を提出した場合は、輸出許可書等の申請は不要とし、輸出する際には、輸出許可書等に代えて当該証明書を税関に提示するものとする。
①　本申請において、証明書として（２）①（ハ）（ⅱ）に掲げる書類を提出した場合は、輸出許可書等の申請は不要とし、輸出する際には、輸出許可書等に代えて当該証明書を税関に提示するものとする。	（新設）
②　（２）②に該当する申請を行う場合は、当該申請の承認を受けた後、承認を受けた範囲内で輸出する毎に、輸出許可書等の申請手続き等に従い条約に基づく輸出許可書等の発行を受けるものとする。	（新設）
（削る）	（注）上記の規定にかかわらず、２（３）の場合は、本申請の承認を受けた後、輸出する毎に本申請の承認を受けた範囲内で輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の発行を受けるものとする。
４　輸出の承認	**４　輸出の承認**

輸出の承認は、当該申請が３に従って行われたものであること及び原則として６で定める締約国等を仕向地とする輸出であることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書等の申請手続等のⅢ１（３）に定める要件の全てを満たす場合に限り、行うものとする。	輸出の承認は、当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書等の申請手続等のⅢの１の（３）に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。
ただし、３（２）②水産物の洋上輸出に対する承認においては、当該申請が３に従って行われたものであることを確認するとともに、以下の要件を全て満たす場合に行う。	
(削る)	（注）上記の規定にかかわらず、２（３）の場合の洋上輸出に係る輸出承認は、当該申請が上記３に従って行われた場合及び以下の要件を全て満たす場合に、行うものとする。
（１）仕向国が、我が国と輸出先の地域との間で洋上輸出に係る簡易的な輸入手続きが可能な国であること。	（１）仕向国が、我が国と輸出先の地域との間で洋上輸出に係る簡易的な輸入手続きが可能な国であること
（２）採捕する予定の水産物が、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領（令和５年１１月２４日付け５水推第１３３９号）」及びＮＤＦガイドライン（平成２６年８月２７日付け平成２６水推第５５８号）に基づく当該水産物の種の存続に係る包括助言を得ているヨシキリザメ（Prionace glauca）であること。	（２）６（２）（イ）に定める科学当局である水産庁から採捕する予定の水産物の輸出が種の存続を脅かすものであるか否かに係る包括助言を得ているヨシキリザメであること （包括助言については６（２）（イ）参照のこと）
（３）採捕する予定の水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないことについて、当該水産物を採捕する船舶、海域等が水産庁から情報提供のあった許可船舶並びに漁業の許可及び取締り等に関する省令第２３条及び同令別表第四に基づく海域等の範囲内であることをもって認められること。	（３）採捕する予定の水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき、当該水産物を採捕する船舶、海域等が６（２）（ロ）に定める水産庁から情報提供のあった船舶、海域等であると認められる場合
	当該輸出承認を行う範囲は、輸入者名並びにその住所、荷受人並びにその住所、仕向地、商品名（対象種の学名）及び数量とする。
５　承認の条件	**５　承認の条件**
適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。	適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
(注１) 上記（３）中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目（CROCODYLIA）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。）をいう。	(注１) 上記（３）中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目（Crocodylia）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。）をいう。
(注２) (略)	(注２) (略)
（４）３（２）②水産物の洋上輸出に係る輸出承認証により輸出するもの	（４）２（３）の場合の洋上輸出に係る輸出承認証により輸出するもの
イ）～ハ）　（略）	イ）～ハ）　（略）

6　条約の締約国等 条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号）」８に掲げる国又は地域とする。	6　２（３）の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理 上記２（３）の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理は、以下のとおりとする。
（削る）	（１）野生動植物貿易審査室は提出された輸出承認申請書を受理し、輸出承認の事務を処理するものとする。なお、申請書の商品欄には上記５（４）ロ）の輸出許可・証明書の発行を受けたものに限る旨の記載があることを確認する。 （例） Prionace glauca（条約に基づく日本国許可・証明書の発給を受けたものに限る）
（削る）	（２）上記（１）により輸出承認申請書を受理した野生動植物貿易審査室は、以下の措置を行うこととする。 （イ）上記４の（注）（２）に定める承認の要件については、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領（令和５年１１月２４日付け５水推第１３３９号）」及び NDF ガイドライン（平成２６年８月２７日付け平成２６水推第５５８号）に基づく当該水産物の種の存続に係る包括助言を得ていることを確認する。 （ロ）上記４の（注）（３）に定める承認の要件については、我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき科学当局である水産庁から提供を受けた情報を確認する。また、必要に応じて水産庁に情報提供を求めることができる。
（削る）	（３）「有効期限」の欄 洋上輸出に係る輸出承認の有効期限は、承認した日の翌日から起算し６月後とし、船舶が主たる漁業根拠地等に帰港する予定の日が６月を超える場合は、当該船舶が帰港する予定の日とする。

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和５５年１１月１日付け輸出注意事項５５第１７号）

改　正　後	現　　行
輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）別表第２の３６の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出並びに輸出令別表第２の３７の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）第４条第２項に規定する希少野生動植物種（同条第５項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除き、同条第４項に規定する国際希少野生動植物種にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成５年政令第１７号）別表第２の表１に掲げる種に限る。）の同法第６条第２項第４号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（輸出令別表第２の４３の項の中欄に掲げるものを除く。）の貨物のうち、条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等の輸出に係る輸出承認申請書に添付する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和５５年１１月４日から実施する。 なお、輸出令別表第２の４３の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等の輸出に係る輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成１４年１２月９日から実施する。	輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）別表第２の３６及び３７の項の中欄に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する時又は既に漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第３６条第１項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの期間において、公海で採捕し、本邦に帰港又は寄港せず、直接輸出（以下「洋上輸出」という。）する場合に係る輸出承認により輸出する時の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和５５年１１月４日から実施する。 なお、輸出令別表第２の４３の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成１４年１２月９日から実施する。
記	記
Ⅰ　輸出許可書等を取得すべき貨物 輸出許可書等を取得すべき貨物（以下「対象貨物」という。）は、次に掲げるものとする。 （１）　条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等。 （２）　条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあっては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。 （３）　条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等。ただし、我が国が附属書Ⅲに掲げたものに限る。	**Ⅰ　輸出許可書等を取得すべき貨物** 輸出許可書等を取得すべき貨物（以下「対象貨物」という。）は、次に掲げるものとする。 （イ）　条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等。 （ロ）　条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等。ただし、個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあっては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。 （ハ）　条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等（我が国が附属書Ⅲに掲げたものに限る。以下同じ。）

Ⅱ　対象貨物の取扱い

（略）

Ⅲ　輸出許可申請等

１　輸出許可書等の申請手続等

（１）輸出許可書等の様式及び提出先

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成２３年９月１日付け輸出注意事項２３第１１号。以下「承認通達」という。）に基づいて、対象貨物に係る輸出承認申請において添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者又は承認通達３（２）②の場合における水産物の洋上輸出に係る輸出承認（以下、「洋上輸出の承認」という。）を受けている場合に輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式１－（１）に定める輸出許可書等２通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に提出するものとする。

貨　物　の　種　類	担　当　課　室
（略）	（略）
対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業省経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ。）及び内閣府沖縄総合事務局の商品輸出担当課

（２）輸出許可書等の添付書類

（イ）　条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合　輸入国政府当局が発行する輸入許可書　写し１通

（ロ）　輸出する動植物等であって、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあっては、繁殖に係る次の書面

（ｉ）　繁殖を証する次のいずれかの書面

①　３（１）（ロ）に掲げる関係省が交付した繁殖を証する書面（環境省が交付する書面にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）第２０条第３項の規定に基づく登録票（本邦内において繁殖させた個体等であることを証するものに限る。）　写し１通

Ⅱ　対象貨物の取扱い

（略）

Ⅲ　輸出許可申請等

１　輸出許可書等の申請手続等

（１）輸出許可書等の様式及び提出先

対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者又は洋上輸出に係る輸出承認を受けている場合に輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式１－（１）に定める輸出許可書等２通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に提出するものとする。

貨　物　の　種　類	担　当　課　室
（略）	（略）
対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課

（２）輸出許可書等の添付書類

（イ）　条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合はその写し　１通

（ロ）　条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、繁殖に係る次の書面

（ｉ）　繁殖を証する次のいずれかの書面

①　下記３の（１）の（ロ）に掲げる関係省が交付した繁殖を証する書面（環境省が交付する書面にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）第２０条第３項の規定に基づく事前登録済証の写し）１通

② ①の関係省から交付を受けることができる書面を有しない場合にあっては、繁殖したことを証する書面（当該繁殖に係る親個体の入手方法についての情報を含む）　原本１通

（ⅱ）　ニホンイシガメ（Mauremys japonica）の個体（生死の別を問わない。）にあっては、（ｉ）に加えて、当該個体を繁殖した施設（以下「繁殖施設」という。）におけるニホンイシガメの繁殖実施状況を示す次の①～③の書面

① 次のいずれかの書類

a) 繁殖業者が証明した繁殖実施状況を示す書面　写し１通

b) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第２１条に基づき環境大臣が定める事項に関する書面（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和３年環境省令第７号）第２条第６号ハに定められた繁殖の実施状況を示す書面及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成１８年環境省令第１号）第２条第５項に基づく第一種動物取扱業者の登録証）　写し各１通

② 繁殖施設の構造及び規模を示す書面（図面及び写真を含む。）　原本１通

③ 繁殖施設における当該個体の最大飼育可能頭数及び推定年間繁殖数並びにそれぞれの算出根拠を示す書面　原本１通

（ハ）　輸出する動植物等であって、本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあっては、次に掲げる書面

（ｉ）・（ⅱ）　（略）

（ニ）　（略）

（ホ）　我が国の動植物の保護に関する法律（（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（様式任意）　原本１通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その許可書等の写し又はこれに代わるべき内容の書類　１通

（注）　（略）

（ヘ）～（ト）　（略）

（チ）　再輸出する動植物等にあっては、本邦への輸入に際し、条約第３条、第４条及び第５条の規定に基づき相手国（地域を含む。以下同じ。）政府当局が発行した

② 上記①の関係省から交付を受けることができる書面を有しない場合にあっては、繁殖したことを証する書面　原本１通

（ⅱ）　ニホンイシガメ（Mauremys japonica）の個体（生死の別を問わない。）にあっては、上記（ｉ）に加えて、当該個体を繁殖した施設（以下「繁殖施設」という。）におけるニホンイシガメの繁殖実施状況を示す次の①～③の書面

① 繁殖業者が証明した繁殖実施状況を示す書面又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）（基準遵守義務）第２１条に基づき環境大臣が定める事項（令和三年環境省令第七号（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令）第２条第６号ハに定められた繁殖の実施状況を示す書面　写し１通

なお、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成１８年環境省令第１号）に基づき環境大臣が定める細目に基づく繁殖実施状況記録台帳の写しを提出する者にあっては、同法施行規則第２条第５項に基づく第一種動物取扱業者の登録証の写し１通を併せて提出すること。

② 繁殖施設の構造及び規模を示す書面（図面及び写真を含む。）　原本１通

③ 繁殖施設における当該個体の最大飼育可能頭数及び推定年間繁殖数並びにそれぞれの算出根拠を示す書面　原本１通

（ハ）　条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあっては、次に掲げる書面

（ｉ）・（ⅱ）　（略）

（ニ）　（略）

（ホ）　条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であっては、我が国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（様式任意）　原本１通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その許可書等の写し又はこれに代わるべき内容の書類　１通

（注）　（略）

（ヘ）～（ト）　（略）

（チ）　再輸出する動植物等にあっては、本邦への輸入に際し、条約第３条及び第４条の規定に基づき相手国（地域を含む。以下同じ。）政府当局が発行した当該動植

当該動植物等の輸出を認めた旨の書面又は条約第５条に基づく原産地証明書（条約第７条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。以下「輸出国の輸出許可書等」という。）　写し１通（この場合にあっては、(ロ)、(ハ)、(ホ) 及び (ヘ) の提出は必要ない。）

ただし、(ト) に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和５５年１１月３日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

(リ)　再輸出する動植物等であって、輸入者と再輸出者が同一である場合について、輸入の際の貨物の性質及び形状が変わっていないものにあっては、残高報告書（別紙様式３）　１通

なお、当該書面は (チ) の相手国政府当局が発行した書面ごとに１通ずつ作成すること。

(ヌ)　販売又は譲渡された貨物にあっては、販売証明書又は譲渡証明書（法人にあっては、代表権者又は証明する権限を有する者が発行したもの）　原本１通

(ル)　チョウザメ目（ACIPENSERIFORMES）の種の加工された未受精卵（以下「キャビア」という。）のうち、本邦においてキャビアと直接接触する缶、瓶又はその他の容器（以下「一次容器」という。）への包装又は再包装が行われたものにあっては、「キャビア輸出・再輸出のための施設（養殖場、加工工場、再包装工場）の登録等取扱要領（平成２７年２７水推第６６４号。以下「水産庁長官通知」という。）」に基づき、水産庁長官が当該包装又は再包装を行った施設に交付したキャビア輸出・再輸出のための施設登録書　写し１通

(ヲ)　学術研究目的のもの、共同保護計画に基づくもの、条約適用前に取得したもの及びサーカスなどの移動展示目的のものを輸出しようとする場合は、その事実を証する書類　１通

(ワ)　加工品の場合は、条約附属書に掲げる種に属する動植物等の含有量の根拠となる計算書（成分表）　１通

(カ)　条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動植物にあっては、輸出相手国の受入施設の構造及び規模を示す書面（写真又は図面を含む。）　１通

(ヨ)　ワニ目（CROCODYLIA）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革

物等の輸出を認めた旨の書面（条約第７条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。以下「輸出国の輸出許可書等」という。）　写し１通（この場合にあっては、上記書類（ロ）、(ハ)、(ホ) 及び (ヘ) の提出は必要ない。）

ただし、上記 (ト) に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和５５年１１月３日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

(リ)　再輸出する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあっては、残高報告書（別紙様式３）及びその写し　各１通

なお、当該書面は上記 (チ) の相手国政府当局が発行した書面ごとに１通ずつ作成すること。

(ヌ)　条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、販売又は譲渡された貨物にあっては、販売証明書又は譲渡証明書（法人にあっては代表権者又は証明する権限を有する者が発行したもの）　原本１通

(ル)　チョウザメ目（Acipenseriformes）の種の加工された未受精卵（以下「キャビア」という。）のうち、本邦においてキャビアと直接接触する缶、瓶又はその他の容器（以下「一次容器」という。）への包装又は再包装が行われたものにあっては、「キャビア輸出・再輸出のための施設（養殖場、加工工場、再包装工場）の登録等取扱要領（平成２７年２７水推第６６４号。以下「水産庁長官通知」という。）」に基づき、水産庁長官が当該包装又は再包装を行った施設に交付したキャビア輸出・再輸出のための施設登録書　写し１通

(ヲ)　条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、学術研究目的のもの、共同保護計画に基づくもの、条約適用前に取得したもの及びサーカスなどの移動展示目的のものを輸出しようとする場合は、その事実を証する書類（条約適用前に取得したものについては、(ロ)の (i) に定める繁殖に係る書面又は (ハ) の (i) に定める捕獲又は採取に係る書面等）　１通

(ワ)　条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、条約附属書に掲げる種に属する動植物等を含有する加工品の場合は、含有量の根拠となる計算書（成分表）１通

(カ)　条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動植物にあっては、輸出相手国の受入施設の構造及び規模を示す書面（写真又は図面を含む。）　１通

(ヨ)　ワニ目（Crocodylia）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革

及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）であって、本邦に輸入された後、ワニ目の種の皮等に付けられていたワニ皮タグが外れた場合又は当該皮等を分割した場合には、再輸出タグ発行申請書（※）　１通

また、輸入した皮等を分割したものにあっては、その分割が確認できる写真又は図（断片識別情報（各断片に一意に付される記号及び番号）を記載のこと。）　１通

（※）「ワシントン条約決議１１．１２に基づくワニ皮タグの発行手続について」（令和元年８月１３日付け輸出注意事項２０１９第３９号）に定める様式1とする。

（タ）　（略）

（注）上記の規定にかかわらず、洋上輸出の承認を受けている場合の添付書類は、以下とする。

（ｉ）～（iii）　（略）

（iv）　外国の領海及び外国の排他的経済水域以外で採捕したことを証する書面（任意様式）　原本１通

（ｖ）　外国の領海及び外国の排他的経済水域以外で採捕した標本である旨の誓約書（任意様式）　原本１通

（vi）　（２）（ニ）、（ホ）及び（タ）に規定するもの

（３）　輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。（注）

（イ）　条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等にあっては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして３（１）（ロ）に定める関係省の助言があること。ただし、洋上輸出の承認を受けた水産物は、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領（令和５年１１月２４日付け5水推第１３３９号）」及びNDFガイドライン（平成２６年8月２７日付け平成２６水推第５５８号）に基づく種の存続に係る包括助言を得ている場合に

及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）であって、本邦に輸入された後、ワニ目の種の皮等に付けられていたワニ皮タグが外れた場合又は当該皮等を分割した場合には、再輸出タグ発行申請書（※）　１通

また、輸入した皮等を分割したものにあっては、その分割が確認できる写真又は図（断片識別情報（各断片に一意に付される記号及び番号）を記載のこと。）　１通

（※）「ワシントン条約決議１１．１２に基づくワニ皮タグの発行手続について」（令和元年８月１３日付け輸出注意事項２０１９第３９号）に定める様式1とする。

（タ）　（略）

（注）上記の規定にかかわらず、洋上輸出に係る輸出承認を受けている場合の添付書類は、以下の（ｉ）から（iv）までの他、上記（２）（ハ）、（ニ）、（ホ）及び（タ）を提出するものとする。

（ｉ）～（iii）　（略）

（iv）　公海で採捕した標本である旨の誓約書（任意様式）　原本１通

（新設）

（新設）

（３）　輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。（注）

（イ）　条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であっては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の（１）の（ロ）に定める関係省の助言があること。ただし、洋上輸出に係る輸出承認を受けた水産物は、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領（令和５年１１月２４日付け5水推第１３３９号）」及びNDFガイドライン（平成２６年８月２７日付け平成２６水推第５５８号）に基づく種の存続に係る包括助言を

限る。

（ロ）　捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされた動植物等にあっては、我が国の動植物の保護に関する法律に違反したものでないこと。

なお、３（１）（ロ）の表のうち、関係省の項が農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室に区分されている附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物等であっては、同室に情報提供を求めることができる。

（ハ）～（ヌ）　（略）

（注）上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。

（ⅰ）条約適用後に輸入された動植物等を再輸出する場合

条約第３条、第４条、第５条及び第７条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること、又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可する。この場合にあっては、（イ）及び（ロ）は適用せず、（ハ）については、生きている動植物の場合に限り適用する。

（ⅱ）条約適用前に輸入された動植物等を再輸出する場合

条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたことが確認できた場合に限り許可する。この場合にあっては、（イ）及び（ロ）は適用せず、（ハ）については、生きている動植物の場合に限り適用する。

（ⅲ）「Ⅴ　条約の締約国等」以外の国又は地域に輸出する場合

原則として、許可しない。

（ⅳ）アフリカゾウ（Loxodonta africana）の個体群のうち、条約第１０回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア及びジンバブエのもの。）及び条約第１４回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエのもの。）に基づき輸入された象牙を再輸出する場合

許可しない。

（ⅴ）洋上輸出の承認を受けた水産物を輸出する場合

（ニ）から（ト）までは適用しない。洋上輸出の承認を受けた範囲内であって、承認の要件を輸出許可書等の発行時点で確認できた場合に限り許可する。

得ている場合に限る。

（ロ）　条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であっては、我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。

なお、３（１）（ロ）の表のうち、関係省の項が農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室に区分されている附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物等であっては、同室に情報提供を求めることができる。

（ハ）～（ヌ）　（略）

（注）上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。

（ⅰ）条約適用後に輸入された条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等を再輸出する場合

条約第３条、第４条及び第７条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること、又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可する。この場合にあっては、上記（イ）及び（ロ）は適用せず、（ニ）については、生きている動植物の場合に限り適用する。

（ⅱ）条約適用前に輸入された条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等を再輸出する場合

条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたことが確認できた場合に限り許可する。この場合にあっては、上記（イ）は適用せず、（ニ）については、生きている動植物の場合に限り適用する。

（ⅲ）条約の締約国等でない国又は地域に輸出する場合

原則として、許可しない。

（ⅳ）アフリカゾウ（Loxodonta africana）の個体群のうち、第１０回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア及びジンバブエのもの。）及び第１４回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエのもの。）に基づき輸入された象牙を再輸出する場合

許可しない。

（ⅴ）洋上輸出に係る輸出承認を受けた水産物を輸出する場合

（イ）、（ロ）及び（ハ）のみを適用する他、洋上輸出に係る輸出承認を受けた範囲内（輸入者名及びその住所、荷受人及びその住所、仕向地、商品名（対象種の学術名）並びに数量）であって、承認の要件を輸出許可書等の発行時点で確認できた場合に限り許可する。

２　輸出許可書等の記載要領

（１）～（７）　（略）

（８）　「８．貨物の詳細」の欄

記載内容は次のとおりとする。

（イ）・（ロ）　（略）

（ハ）　生きている動物の場合は、可能な限り性別及び生年月日を記載する。

（ニ）　「CITES 年次報告書の作成及び提出に係るガイドライン」（条約事務局作成）において推奨された取引品目コードを記入すること。

（ホ）～（ト）　（略）

（注）（略）

（９）　「９．附属書・出所」の欄

（イ）　（略）

（ロ）　出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記　号

Ｗ：　野生から取得した動植物等

Ｘ：　「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物等

（削る）

Ｒ：　ランチング（成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成）された動物等

（削る）

Ｄ：　商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げる動物（決議１２．１０に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ⅰに掲げる植物であって条約第７条第４項の規定に基づき輸出されるもの等

Ａ：　人工的に繁殖させた植物（決議１１．１１において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第７条第５項の規定に基づき輸出されるもの（附属書Ⅰに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの））等

Ｃ：　飼育により繁殖させた動物（決議１０．１６において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすも

２　輸出許可書等の記載要領

（１）～（７）　（略）

（８）　「８．貨物の詳細」の欄

記載内容は次のとおりとする。

（イ）・（ロ）　（略）

（ハ）　生きている動物の場合は、可能な限り性別及び年齢を記載する。

（新設）

（ニ）～（ヘ）　（略）

（注）（略）

（９）　「９．附属書・出所」の欄

（イ）　（略）

（ロ）　出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記　号

Ｗ：　野生から取得した動植物及びその派生物

Ｘ：　「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物

Ｆ：　飼育により繁殖させた動物（「Ｃ」の区分に該当しないもの）及びその派生物

Ｒ：　ランチング事業から生まれた動物、その個体の一部及び派生物

Ａ：　人工的に繁殖させた植物（附属書Ⅰに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物

Ｄ：　商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げる動物（決議１２．１０に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ⅰに掲げる植物、これらの個体の一部及び派生物

（新設）

Ｃ：　飼育により繁殖させた動物（決議１０．１６において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすも

のであって条約第７条第５項の規定に基づき輸出されるもの）等

Ｆ：　飼育により繁殖させた動物（「Ｃ　」の区分に該当しないもの）等

Ｙ：　補助生産の植物（決議１１．１１において定義される「補助生産から得られた植物」の要件を満たすもの）等

Ｕ：　出所不明の動植物等

Ｉ：　没収又は押収された動植物等

Ｏ：　条約適用前に取得された動植物等

（１０）　「１０．数量・重量」の欄

輸出する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

単　位	記　号
平方メートル	㎡
キログラム	kg
枚・片・個・頭・匹・株	no.
フラスコ	flask

(注) 輸出しようとする貨物について使うべき推奨単位については、「CITES 年次報告書の作成及び提出に係るガイドライン」（条約事務局作成）を参照すること。

（１１）～（１７）　(略)

３　輸出許可書等の事務取扱

（１）　輸出許可書等の処理

（イ）　(略)

（ロ）　（イ）により輸出許可書等を受理した担当課室は、１（３）（イ）に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、科学当局である関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る包括助言を得ている場合を除く。

の）及びその派生物

(新設)

(新設)

Ｕ：　出所不明の動植物、これらの個体の一部及び派生物

Ｉ：　没収又は押収された動植物、これらの個体の一部及び派生物

Ｏ：　条約適用前に取得された動植物、これらの個体の一部及び派生物

なお、「Ｏ」の場合には取得年月日等を「８．貨物の詳細」欄に記載すること。

（１０）　「１０．数量・重量」の欄

輸出する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

単　位	記　号	単　位	記　号
平方メートル	㎡	キログラム	kg
枚・片・個	no.	頭・匹	head
フラスコ	flask	株	plant

(新設)

（１１）～（１７）　(略)

３　輸出許可書等の事務取扱

（１）　輸出許可書等の処理

（イ）　(略)

（ロ）　上記（イ）により輸出許可書等を受理した担当課室は、前記１の（３）の（イ）に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、科学当局である関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る包括助言を得ている場合を除く。

条約の附属書による区分		関　係　省
動物界	(略)	(略)
植物界	(略)	(略)

(ハ)　(イ)により、(ロ)の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、１（３）（ロ）に定める審査基準については、同室に情報提供を求めることができる。

(ニ)　「１ａ．許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の（ｉ）から（ｖ）までに掲げる記号及び番号を、次の（ｉ）から（ｖ）までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

（ｉ）～（iv）　(略)

（ｖ）　次に掲げる発行者を示す記号

本省　ＴＥ　北海道　ＳＥ　東北　ＤＥ　関東　ＭＥ
中部　ＮＥ　近畿　ＯＥ　中国　ＨＥ　四国　ＵＥ
九州　ＦＥ　横浜　ＹＥ　神戸　ＫＥ
沖縄　ＲＥ

(ホ)～(ト)　(略)

(チ)　「１３．This permit/certificate is issued by:」の欄

輸出を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸出許可書等を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局印を押印する。

(リ)　(略)

(ヌ)　(イ)から(リ)までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

（２）　輸出許可書等の再発行

(イ)　(略)

(ロ)　担当課室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「５．特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許可書・証明書番号) which has been declared lost. (Date:month/day/year)」

条約の附属書による区分		関　係　省
動物界	(略)	(略)
植物界	(略)	(略)

(ハ)　上記(イ)により、上記(ロ)の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、前記１の（３）の（ロ）に定める審査基準については、同室に情報提供を求めることができる。

(ニ)　「１ａ．許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の（ｉ）から（ｖ）までに掲げる記号及び番号を、次の（ｉ）から（ｖ）までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

（ｉ）～（iv）　(略)

（ｖ）　次に掲げる発行者を示す記号

本省　ＴＥ　北海道　ＳＥ　東北　ＤＥ
中部　ＮＥ　近畿　ＯＥ　中国　ＨＥ　四国　ＵＥ
九州　ＦＥ　関東　ＭＥ　横浜　ＹＥ　神戸　ＫＥ
沖縄　ＲＥ

(ホ)～(ト)　(略)

(チ)　「１３．This permit/certificate is issued by:」の欄

輸出を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸出許可書等を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に日本国管理当局印を押印する。

(リ)　(略)

(ヌ)　上記(イ)から(リ)までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

（２）　輸出許可書等の再発行

(イ)　(略)

(ロ)　担当課室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「５．特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許可書・証明書番号) which has been declared lost. (Date:month/day/year)」

と記載し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局印を押印し、輸出許可書等を発行する権限を有する者による署名の上、当該写しを申請者に交付する。	と記載し、日本国管理当局印を押印し、輸出許可書等を発行する権限を有する者による署名の上、当該写しを申請者に交付する。
（ハ）　再発行した輸出許可書等について、輸入国政府当局へ通知をする。また、必要な場合には、条約事務局へ通知する。	（ハ）　再発行した輸出許可書等について、輸入国政府当局へ通知をする。また、必要な場合には、条約事務局へ通知する。
（３）　（略）	（３）　（略）
（４）　輸出許可書等の写しの保管 担当課室は、（１）に規定する輸出許可書等の写しを保管するものとする。	（４）　輸出許可書等の写しの保管 担当課室は、上記（１）に規定する輸出許可書等の写しを保管するものとする。
（５）　輸出許可書発給実績報告書及び輸出許可書等の提出 経済産業省経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の商品担当輸出課は、当該担当課が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式４による報告書１通を当該暦年終了の日から１月以内に輸出許可書等の写し（１通）を添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。	（５）　輸出許可書発給実績報告書及び輸出許可書等の提出 経済産業局及び沖縄総合事務局の商品担当輸出課は、当該担当課が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式４による報告書１通を当該暦年終了の日から１月以内に輸出許可書等の写し（１通）を添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。
Ⅳ　その他の取扱い （略）	**Ⅳ　その他の取扱い** （略）
Ⅴ　条約の締約国等 条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号）」８に掲げる国又は地域とする。	**Ⅴ　条約の締約国等** 条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号）」を参照のこと。
（削る）	別紙様式　１－（１）～別紙様式　１－（３）　（略）

別紙様式１－（１）（表）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明(申請)書

CITES permit/certificate : Government of Japan

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

1. 書類の種類 Type of document ☐ 輸出 ／export permit ☐ 再輸出／re-export certificate ☐ 輸入 ／import permit ☐ その他／other	Page of 1a. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until
3. 輸入者 Importer (name, address and country)	4. 輸出者／再輸出者 Exporter / Re-exporter (name, address and country)
5. 特別条件 Special conditions ※ 政府記入欄 For the government use only 本書類は、生きている標本を対象としている場合、その輸送手段が航空輸送の場合は「国際航空運送協会（IATA）規則」に、それ以外の場合は「輸送に関するCITESガイドライン」に、それぞれ準拠している場合にのみ有効である。 This permit/certificate is only valid if live specimens are transported in compliance with the *CITES Guidelines for the Transport and preparation for Shipment of Live Wild Animals* or, in the case of air transport, the Live Specimens Regulations published by the International Air Transport Association (IATA).	5a. 目的 Purpose of transaction 5b. Security stamp No. 6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority Trade and Economic Security Bureau Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN

A	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
B	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Date of issue　　Signature and official seal　　Security stamp

14. 船荷証券／航空運送状番号 Bill of lading / Air waybill number

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
A	
B	

Place　　Date of endorsement　　Signature and official seal by customs official

（新設）

（裏）

Instructions and explanations
(These correspond to block numbers on the form)

(1) The applicant must complete following blocks.

1. Tick the square which corresponds to the type of document issued (export permit, re-export certificate, import permit or other).
3. Complete name, address and country of the importer. The name of the country must be written in full.
4. Complete name, address and country of the exporter/re-exporter. The name of the country must be written in full.

5a. The following purpose codes should be used:

T for Commercial, Z for Zoo, G for Botanical garden, Q for Circus or travelling exhibition,
S for Scientific, H for Hunting trophy, P for Personal, M for Medical (including biomedical research),
E for Education, N for Reintroduction or introduction into the wild,
B for Breeding in captivity or artificial propagation, L for Law enforcement / judicial / forensic

7. Indicate the scientific name (genus and species, where appropriate subspecies) of the animal or plant as it appears in the Convention Appendices or the reference lists approved by the Conference of the Parties, and the common name of the animal or plant as known in the country issuing the permit.

8. Describe, as precisely as possible, the specimens entering trade (live animals, skins, flanks, wallets, shoes, etc.). If a specimen is marked (tags, identifying marks, rings, etc.), whether or not this is required by a Resolution of the Conference of the Parties (specimens originating in a ranching operation, specimens subject to quotas approved by the Conference of the Parties, specimens of Appendix-I species bred in captivity for commercial purposes, etc.), indicate the number and type of mark. The sex and date of birth of the live animals should be recorded, if possible.

9. I. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is listed.
II. Use the following codes to indicate the source:

W Specimens taken from the wild
X Specimens taken in "the marine environment not under the jurisdiction of any State"
R Ranched specimens: specimens of animals reared in a controlled environment, taken as eggs or juveniles from the wild, where they would otherwise have had a very low probability of surviving to adulthood.
D Appendix-I animals bred in captivity for commercial purposes in operations included in the Secretariat's Register, in accordance with Resolution Conf.12.10, and Appendix-I plants artificially propagated for commercial purposes, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 4, of the Convention
A Plants that are artificially propagated in accordance with Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 5 (specimens of species included in Appendix I that have been propagated artificially for non-commercial purposes and specimens of species included in Appendices II and III)
C Animals bred in captivity in accordance with Resolution Conf. 10.16, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 5
F Animals born in captivity (F1 or subsequent generations) that do not fulfil the definition of 'bred in captivity' in Resolution Conf.10.16, as well as parts and derivatives thereof
Y Specimens of plants that fulfil the definition for 'assisted production' in Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof
U Source unknown (**must be justified**)
I Confiscated or seized specimens
O Pre-Convention

10. Indicate the total number and quantity of specimens, if this is not possible, either of them and specify the unit of measurement used.
Do not use general terms. When specifically noting the amount of regulated specimens contained in the manufactured product(s), angle brackets (<>) shall be used.
A period (.) shall be used as the decimal separator when indicating fractional values.

11 - 11b.
The country of origin is the country in which the specimens were taken from the wild, bred in captivity or artificially propagated, except in the case of plant specimens that cease to qualify for an exemption from the provisions of CITES. In such instances, the country of origin is deemed to be the country in which the specimens ceased to qualify for the exemption. Indicate the number of the permit or certificate of the exporting country and the date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-exports.

12 - 12b.
The country of last re-export is the country from which the specimens were re-exported before entering the country in which the present document is issued. Enter the number of the re-export certificate of the country of last re-export and its date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-export of specimens previously re-exported.

14. Enter the number of the bill of lading or air way-bill if the method of transport used requires the use of such a document.

(2) The official of Management Authority must complete following blocks.

1a. The original permit/certificate number is a unique number allocated to each document by the Management Authority.
2. For export permits and re-export certificates, the date of expiry of the document may not be more than six months after the date of issuance (one year for import permits).
5. Special conditions may refer to national legislation or special conditions placed on the shipment by the issuing Management Authority. This block can also be used to justify the omission of certain information.
5b. Indicate the number of the security stamp affixed in block 13.
6. The name, address and country of the issuing Management Authority.
13. To be completed by the official who issues the permit. The name of the official must be written in full. The security stamp must be affixed in this block and must be cancelled by the signature of the issuing official and a stamp or seal. The seal, signature and security-stamp number should be clearly legible.

(3) The official of Customs must complete following blocks.

15. To be completed by the official who inspects the shipment at the time of export or re-export. Enter the quantities, name of port, date of permission, signature and a stamp.

指示と説明
（様式の段落番号に対応します）

(1) 申請者は、以下の項目を記入する

1. この書類に対応する四角をチェックする（輸出、再輸出、輸入又はその他）。
3. 輸入者の正確な名称、住所及び国名を記入（略称を用いない）。
4. 輸出者／再輸出者の正確な名称、住所及び国名を記入（略称を用いない）。
5a. この取引の目的として、次のコードを記入。

T 商業、 Z 動物園、 G 植物園、 Q サーカス又は移動展示、
S 科学研究、H ハンティングトロフィー、P 個人用、M 生物・医学研究、
E 教育、 N 野生への返還又は野生化、
B 飼育繁殖又は人工繁殖、 L 法執行

7. (a) 条約動植物の一般的名称を記入。
(b) 条約動植物の学術名称（属及び種並びに適宜亜種）を記入。

8. 取引される貨物の詳細（生きている動物、皮、財布、靴など）を正確に記入。
マーク（タグ、識別マーク、リング等）が付されている場合、マーキングの数とタイプを示す。生きている動物は、可能な限り性別及び生年月日を記入。

9. I. 条約動植物の条約附属書番号（I 、II 又は III）を記入。
II. 条約動植物の出所として、次のコードを記入。

W 野生から取得した動植物
X 「いずれの国の管轄下にもない海洋環境」において取得された動植物
R ランチング（成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成）された動物
D 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書 I に掲げる動物（決議 12.10 に従い登録された事業により繁殖させたものに限る）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる植物であって条約第 7 条第 4 項の規定に基づき輸出されるもの
A 人工的に繁殖させた植物（決議 11.11 において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第 7 条第 5 項の規定に基づき輸出されるもの（附属書 I に掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの））
C 飼育により繁殖させた動物（決議 10.16 において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第 7 条第 5 項の規定に基づき輸出されるもの）
F 飼育により繁殖させた動物（C の区分に該当しないもの）
Y 補助生産の植物（決議 11.11 において定義される「補助生産から得られた植物」の要件を満たすもの）
U 出所不明（正当な理由を明記）
I 没収又は押収された動植物
O 条約適用前に取得された動植物

10. 取引される貨物の条件の数及び重量並びにその計測単位を記入（数及び重の双方の記入が困難な場合には、いずれかの一方を記入）。計測単位には標準な単位を用いないこと。
種別対象種の含有量を特記する場合には括弧＜＞を用いて記載すること。
小数点を示す際は、ピリオド（.）を用いて記載すること。

11 - 11b.
動植物の原産国又は地域名、その国が発給した輸出許可書番号及び発給日を記入。
この欄は、再輸出の場合にのみ記入。

12 - 12b.
動植物の最終再輸出国又は地域名、その国が発給した再輸出証明書番号及び発給日を記入。
この欄は、以前に再輸出された標本の再輸出の場合にのみ記入。

14. 輸送方法が、船荷証券又は航空運送状などの使用を必要とする場合、それらの書類の番号を記入（番号が決定次第通記すること）。

(2) 管理当局の担当者は、以下の項目を記入する

1a. 許可書、証明書番号
2. 有効期限（輸出／再輸出は6ヶ月、輸入は1年）

5. 特別条件

5b. 13欄に貼付されるセキュリティスタンプの番号
6. この書類を発給する管理当局の名称及び住所
13. この書類の発給日、この書類を発給する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、公印を押印の上、セキュリティスタンプを貼付

(3) 税関の担当者は以下の項目を記入する

15. 税関係官による、輸出／再輸出数量（実数）、輸出／再輸出港、許可日、署名の記載及び押印

（注） 用紙の大きさは、A 判 4 番とする。

（新設）

別紙様式１－（２）

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 ／export permit ☐ 再輸出／re-export certificate ☐ 輸入 ／import permit ☐ その他／other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

C	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
D	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
E	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
F	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
C	
D	
E	
F	

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、A列４番とする。

（新設）

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 ／export permit ☐ 再輸出／re-export certificate ☐ 輸入 ／import permit ☐ その他／other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

G	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
H	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
I	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
J	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
G	
H	
I	
J	

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、A列４番とする。

（新設）

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 ／export permit ☐ 再輸出／re-export certificate ☐ 輸入 ／import permit ☐ その他／other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

K	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
L	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
M	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
N	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
K	
L	
M	
N	

official seal by customs official

(注) 用紙の大きさは、A列４番とする。

(新設)

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 /export permit ☐ 再輸出/re-export certificate ☐ 輸入 /import permit ☐ その他/other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

O	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
P	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
Q	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
R	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
O	
P	
Q	
R	

official seal by customs official

(注) 用紙の大きさは、A列４番とする。

(新設)

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 ／export permit ☐ 再輸出／re-export certificate ☐ 輸入 ／import permit ☐ その他／other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

S	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
T	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
U	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
V	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
S	
T	
U	
V	

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、A列４番とする。

（新設）

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 /export permit ☐ 再輸出/re-export certificate ☐ 輸入 /import permit ☐ その他/other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

W	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
X	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
Y	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
Z	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

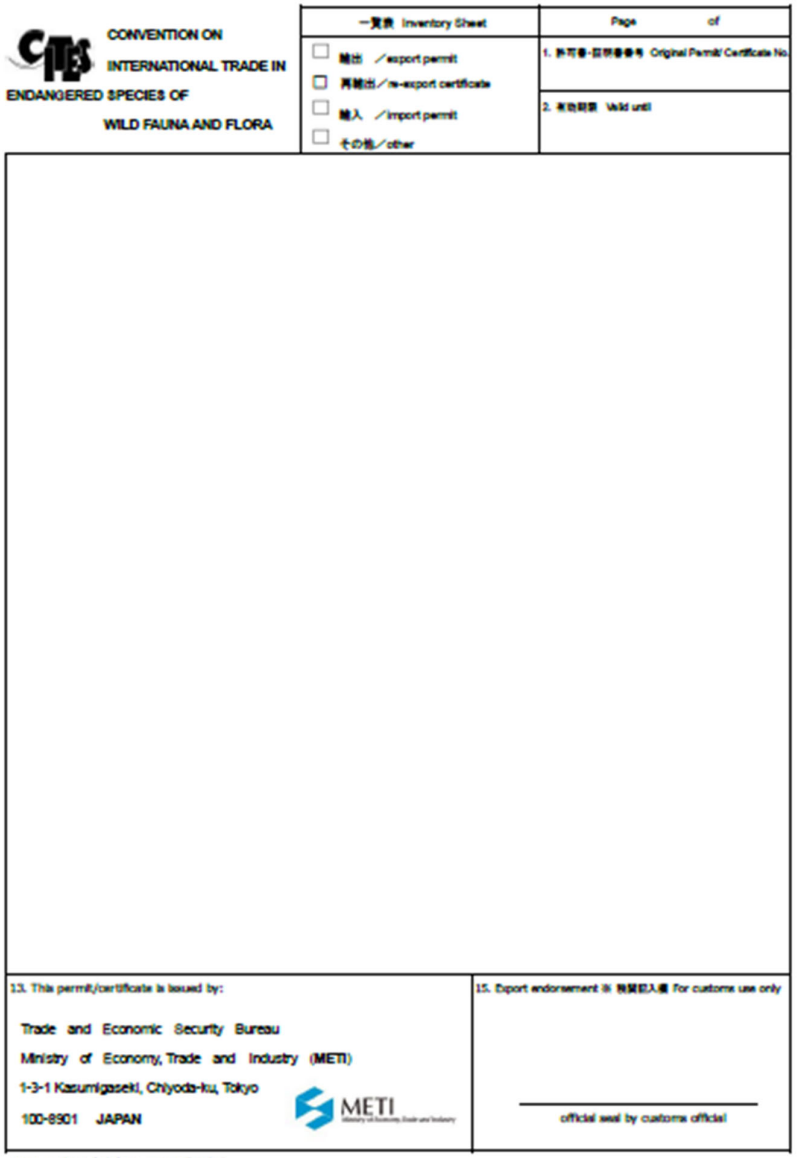
13. This permit/certificate is issued by:	15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only	
Trade and Economic Security Bureau Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN METI		申告数量 quantity at the time of export / re-export
	W	
	X	
	Y	
	Z	

official seal by customs official

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(新設)

別紙様式１－(３)



CONVENTION ON
INTERNATIONAL TRADE IN
ENDANGERED SPECIES OF
WILD FAUNA AND FLORA

一覧表 Inventory Sheet

Page of

☐ 輸出 ／export permit
☐ 再輸出／re-export certificate
☐ 輸入 ／import permit
☐ その他／other

1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No.

2. 有効期限 Valid until

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

15. Export endorsement 輸出国記入欄 For customs use only

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、A列4番とする。

（新設）

別紙様式２・３　（略） 別紙様式４ （略） **輸出許可書等発給実績報告書（　　年分）** 輸出許可書等発給件数　｜　件 （注）　（略）	別紙様式２・３　（略） 別紙様式４ （略） **輸出許可書発給実績報告書（　　年分）** 輸出許可書発給件数　｜　件 （注）　（略）

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

〇絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて（平成２７年９月１８日付け輸出注意事項２７第２４号）

改　正　後	現　　行
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第６条第７項及び同条約決議１２．７に基づくキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて	**絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて**
別表第３	**別表第３**
出所を示すコード	出所を示すコード
Ｗ： 野生から取得したもの Ｃ： 飼育により繁殖させたもの（ワシントン条約締約国会議決議１０．１６において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第７条第５項の規定に基づき輸出されるもの）。飼育下で生まれた雌から生産されたキャビアについては、一方の親が野生由来である場合、以下の「Ｆ」のコードを用いることに注意。 Ｆ： 飼育により繁殖させたもの（「Ｃ」の区分に該当しないもの。） Ｒ： ランチング（成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成）されたもの Ｄ： 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げるもの（ワシントン条約締約国会議決議１２．１０に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）	Ｗ： 野生から取得したもの Ｃ： 飼育により繁殖させたもの（ワシントン条約締約国会議決議１０．１６において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの。）。飼育下で生まれた雌から生産されたキャビアについては、一方の親が野生由来である場合、以下の「Ｆ」のコードを用いることに注意。 Ｆ： 飼育により繁殖させたもの（「Ｃ」の区分に該当しないもの。） Ｒ： ランチング事業から生まれたもの Ｄ： 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げるもの（ワシントン条約締約国会議決議１２．１０に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）

経 済 産 業 省

２０２６０８０５貿局第１号
経済産業省貿易経済安全保障局

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（平成２１年５月２１日付け）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和８年８月１９日

経済産業省貿易経済安全保障局長　成田　達治

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」等の一部改正について

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（平成２１年５月２１日付け）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この規程は、令和８年８月２６日から施行する。

（別紙）

「（お知らせ）輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○（お知らせ）輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（平成２１年5月２１日付け）

改　正　後	現　　行
Ⅰ　輸出許可書等の申請手続等 １　対象貨物 （1）・（2）　（略） （3）条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国又は地域を原産地としない動植物等（下記Ⅱによる手続により発行されない本人の私用に供することを目的とするもの等に限る。）	Ⅰ　輸出許可書等の申請手続等 １　対象貨物 （1）・（2）　（略） （3）条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国を原産地としない動植物等（下記Ⅱによる手続により発行されない本人の私用に供することを目的とするもの等に限る。）
２　申請手続 （1）　（略） （2）申請書類 （イ）～（ハ）　（略） （ニ）条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等であって、輸入国政府当局（締約国（地域を含む。以下「締約国等」という。）が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合はその写し１通 （ホ）輸出する動植物であって、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあっては、その旨を証する書面 （ⅰ）繁殖を証する次のいずれかの書面 ①３（1）（ロ）に掲げる関係省が交付した繁殖を証する書面（環境省が交付する書面にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）第２０条第３項の規定に基づく登録票（本邦内において繁殖させた個体等であることを証するものに限る。）又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成５年政令第１７号）第７条第１項第２号の規定に基づく認定書（本邦において繁殖させたことを証する情報が記載されているものに限る。）　写し１通 ②①の関係省から交付を受けることができる書面を有しない場合にあっては、本邦において繁殖したことを証する書面　原本１通 （ⅱ）ニホンイシガメ（Mauremys japonica）の個体（生死の別を問わない。）に	２　申請手続 （1）　（略） （2）申請書類 （イ）～（ハ）　（略） （ニ）条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合はその写し１通 （ホ）本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあっては、その旨を証する書面（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）第２０条第３項の規定に基づく登録票又は第２０条の３第３項の規定に基づく事前登録済証又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成５年政令第１７号）第７条第１項第２号の規定に基づく認定書を含む。）　原本（環境省が交付する登録票、事前登録済証又は認定書についてはその写し）１通

あっては、（ｉ）に加えて、当該個体を繁殖した施設（以下「繁殖施設」という。）におけるニホンイシガメの繁殖実施状況を示す次の①～③の書面

①次のいずれかの書類

a) 繁殖業者が証明した繁殖実施状況を示す書面　写し１通

b) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第２１条に基づき環境大臣が定める事項に関する書面（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和３年環境省令第７号）第２条第６号ハに定められた繁殖の実施状況を示す書面及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成１８年環境省令第１号）第２条第５項に基づく第一種動物取扱業者の登録証）　写し各１通

②繁殖施設の構造及び規模を示す書面（図面及び写真を含む。）　原本１通

③繁殖施設における当該個体の最大飼育可能頭数及び推定年間繁殖数並びにそれぞれの算出根拠を示す書面　原本１通

（へ）輸出する動植物であって、本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあっては、次に掲げる書面

（ｉ）・（ii）　（略）

（ト）　（略）

（チ）我が国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（任意様式）　原本１通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その許可書等の写し又はこれに代わるべき内容の書類　１通

（注）

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）
・自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）
・自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）
・文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）
・漁業法（昭和２４年法律第２６７号）
・水産資源保護法（昭和２６年法律第３１３号）
・排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成８年法律第７６号）

（へ）本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあっては、次に掲げる書面

（ｉ）・（ii）　（略）

（ト）　（略）

（チ）我が国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（任意様式）　原本１通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その許可書等の写し又はこれに代わるべき内容の書類　１通

（注）

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）
・自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）
・自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）
・文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）
・漁業法（昭和２４年法律第２６７号）
・水産資源保護法（昭和２６年法律第３１３号）

（新設）

等 （リ）輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真（生きている動植物にあっては全ての個体の写真）　１枚 　なお、ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得したものにあっては、当該個体の背甲長が確認できるように定規等を併せて写すこと。	等 （リ）輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真（生きている動植物にあってはすべての個体の写真）　１枚
（ヌ）（略）	（ヌ）　（略）
（ル）再輸出する貨物にあっては、本邦への輸入に際し、条約第３条、第４条及び第５条の規定に基づき相手国（地域を含む。以下同じ。）政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面又は条約第５条に基づく原産地証明書（条約第７条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。以下「輸出国の輸出許可書等」という。）　写し１通（この場合にあっては、（ホ）、（ヘ）、（チ）及び（リ）の提出は必要ない。） 　ただし、（ヌ）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和５５年１１月３日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。	（ル）再輸出する貨物にあっては、本邦への輸入に際し、条約に基づき相手国（地域を含む。以下同じ。）政府当局が発行した当該貨物の輸出を認めた旨の書面（輸出許可書等。この場合にあっては、上記（ホ）、（ヘ）、（チ）及び（リ）の提出は必要ない。）　写し１通 　ただし、上記（ヌ）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和５５年１１月３日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。
（ヲ）再輸出する貨物であって、輸入者と再輸出者が同一である場合について、輸入の際の貨物の性質及び形状が変わっていないものにあっては、残高報告書（別紙様式２）　１通 　なお、当該書面は（ル）の相手国政府当局が発行した書面ごとに１通ずつ作成すること。	（ヲ）再輸出する貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあっては、残高報告書（別紙様式２）　及びその写し　各１通 　なお、当該書面は上記（ル）の相手国政府当局が発行した書面ごとに１通ずつ作成すること。
（ワ）　（略）	（ワ）　（略）
（カ）チョウザメ目（ACIPENSERIFORMES）の種の加工された未受精卵（以下「キャビア」という。）のうち、本邦においてキャビアと直接接触する缶、瓶又はその他の容器（以下「一次容器」という。）への包装又は再包装が行われたものにあっては、「キャビア輸出・再輸出のための施設（養殖場、加工工場、再包装工場）の登録等取扱要領（平成２７年２７水推第６６４号。以下「水産庁長官通知」という。）」に基づき、水産庁長官が当該包装又は再包装を行った施設に交付したキャビア輸出・再輸出のための施設登録書　写し１通	（カ）チョウザメ目（Acipenseriformes）の種の加工された未受精卵（以下「キャビア」という。）のうち、本邦においてキャビアと直接接触する缶、瓶又はその他の容器（以下「一次容器」という。）への包装又は再包装が行われたものにあっては、「キャビア輸出・再輸出のための施設（養殖場、加工工場、再包装工場）の登録等取扱要領（平成２７年２７水推第６６４号。以下「水産庁長官通知」という。）」に基づき、水産庁長官が当該包装又は再包装を行った施設に交付したキャビア輸出・再輸出のための施設登録書　写し１通
（ヨ）学術研究目的のもの、共同保護計画に基づくもの、条約適用前に取得したもの及びサーカスなどの移動展示目的のものを輸出しようとする場合は、その事実を証する書類　１通	（ヨ）条約附属書に掲げる種に属する動植物等を含有する加工品の場合は、含有量の根拠となる計算書（成分表）１通

（タ）条約附属書に掲げる種に属する動植物等を含有する加工品の場合は、含有量の根拠となる計算書（成分表）　１通	（タ）特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。
（レ）条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動植物にあっては、輸出相手国の受入施設の構造及び規模を示す書面（写真又は図面を含む。）　１通	（新設）
（ソ）ワニ目（CROCODYLIA）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）であって、本邦に輸入された後、ワニ目の種の皮等に付けられていたワニ皮タグが外れた場合又は当該皮等を分割した場合には、再輸出タグ発行申請書（※）　１通 　また、輸入した皮等を分割したものにあっては、その分割が確認できる写真又は図（断片識別情報（各断片に一意に付される記号及び番号）を記載のこと。）　１通	（新設）
（※）「ワシントン条約決議１１．１２に基づくワニ皮タグの発行手続について」（令和元年８月１３日付け輸出注意事項２０１９第３９号）に定める様式１とする	
（ツ）特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。	（新設）
（注）上記の規定にかかわらず、条約附属書に掲げる種に属する動物等のうち、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成８年法律第７６号）第５条第１項に基づく農林水産大臣の許可又は同法第８条に基づく承認を受けた外国籍の船舶（以下「船舶」という。）が、同法の下で採捕が許可されている種について、我が国の排他的経済水域で採補した水産物を、直接外国に輸出（以下「外国籍船による洋上輸出」という。）する場合の申請書類は、以下とする。	
（ⅰ）外国籍船による洋上輸出許可申請説明書（別紙様式３）　１通	
（ⅱ）排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第５条第１項に基づき農林水産大臣が交付した許可証の写し又は同法第８条に基づき農林水産大臣が交付した承認証の写し　１通	
（ⅲ）（イ）、（ハ）、（ヘ）、（ト）及び（チ）に規定するもの	
（削る）	（注）用紙の大きさは、A列４番とする。
（３）許可基準 　許可は、当該申請が（２）に従って行われたものであることを確認し、次の（イ）	（３）許可基準 　許可は、当該申請が上記（２）に従って行われたものであることを確認し、次の要

から（ヌ）の全ての要件を満たす場合に限り行うものとする。

（イ）条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等にあっては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして３（１）（ロ）に定める関係省の助言があること。または、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領（令和５年１１月２４日付け５水推第１３３９号）」及びNDFガイドライン（平成２６年８月２７日付け平成２６水推第５５８号）に基づく種の存続に係る包括助言を得ていること。

（ロ）捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされた動植物等にあっては、我が国の動植物の保護に関する法律に違反したものでないこと。

なお、３（１）（ロ）の表のうち、関係省の項が農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室に区分されている附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物等にあっては、同室に情報提供を求めることができる。

（ハ）～（ホ）　（略）

（ヘ）ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得したものにあっては、背甲長が８センチメートル未満であること。

（ト）ワニ目の種の皮等にあっては、輸出許可書等にワニ皮タグ（条約決議１１．１２に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。以下同じ。）の記号及び番号が記載されていること。

（チ）条約締約国会議又は常設委員会において禁止を勧告された取引に該当しないこと。

（リ）条約事務局がその動植物等の輸出国又は原産国に事前協議すべき懸念のある種として通知したものについて、当該事前協議を行った場合に、当該個体又はその繁殖に係る親個体や創始個体群（founder stock）等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。

（ヌ）その他条約を誠実に履行する観点から適当な取引であると認められること。

件のすべてを満たす場合に限り行うものとする。ただし、昭和５５年１１月４日以降であって、条約適用以降に本邦に輸入された対象貨物を輸出する場合にあっては、条約に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可するものとする。（この場合にあっては、下記許可基準のうち、（イ）及び（ロ）は適用せず、また（ニ）については、生きている動植物の場合に限り適用する。）

また、条約の締約国等でない国又は地域に輸出する場合は、原則として、許可しない。

（イ）条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等にあっては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして３の（１）の（ロ）に定める関係省の助言があること。または、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領（令和５年１１月２４日付け５水推第１３３９号）」及びNDFガイドライン（平成２６年８月２７日付け平成２６水推第５５８号）に基づく種の存続に係る包括助言を得ていること。

（ロ）我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。

なお、３（１）（ロ）の表のうち、関係省の項が農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室に区分されている附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物等にあっては、同室に情報提供を求めることができる。

（ハ）～（ホ）　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（注）上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。 （ｉ）条約適用後に輸入された動植物等を再輸出する場合 条約第３条、第４条、第５条及び第７条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること、又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可する。この場合にあっては、（イ）及び（ロ）は適用せず、（ハ）については、生きている動植物の場合に限り適用する。 （ⅱ）条約適用前に輸入された動植物等を再輸出する場合 条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたことが確認できた場合に限り許可する。この場合にあっては、（イ）及び（ロ） は適用せず、（ハ）については、生きている動植物の場合に限り適用する。 （ⅲ）Ⅲ.１で定める条約の締約国等以外の国又は地域に輸出する場合 原則として、許可しない。 （ⅳ）アフリカゾウ（Loxodonta africana）の個体群のうち、条約第１０回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア及びジンバブエのもの。）及び条約第１４回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエのもの。）に基づき輸入された象牙を再輸出する場合 許可しない。 （ｖ）外国籍船による洋上輸出の場合 （ニ）から（ト）までは適用しない。採捕した水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないことについて、当該水産物を採捕する船舶、対象種等が排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第５条第１項に基づく許可又は同法第８条に基づく承認を受けたものであること等が確認できる場合に限り許可する。	（新設）
（４）輸出許可書等の記載要領 （イ）　（略） （ロ）「１．書類の種類」の欄 「輸出」、「再輸出」又は「その他」の欄にチェックする。 （削る） （削る）	（４）輸出許可書等の記載要領 （イ）（略） （ロ）「１．書類の種類」の欄 以下の区分に従い、「輸出」、「再輸出」又は「その他」の欄にチェックする。 （ｉ）附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる動植物等の場合（（ⅲ）に掲げる場合を除く。）・・・「輸出」又は「再輸出」） （ⅱ）条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国又は地域を原産国とする附属書Ⅲに掲げる動

（削る）

（ハ）～（ト）　（略）

（チ）「８．貨物の詳細」の欄

記載内容は次のとおりとする。

（ｉ）輸出する貨物の状態（生きている動植物、皮、鞄又は化粧品など）を記載する。

（ii）当該貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。

（iii）生きている動物にあっては可能な限り性別及び生年月日を記載する。

（iv）「CITES年次報告書の作成及び提出に係るガイドライン」（条約事務局作成）において推奨された取引品目コードを記入すること。

（ｖ）キャビアの場合は再使用不可ラベル通達の２に定める再使用不可ラベルの記載事項を記載する。

（vi）ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得した場合は、当該個体の背甲長を記載する。なお、個体が複数存在する場合は、それらの個体の背甲長のうち、最小値及び最大値の値を記載することをもって、それ以外の背甲長の値の記載を省略することができる（例示：○cm～○cm等）。

（vii）ワニ目の種の皮等を輸出する場合にあっては、別紙様式１－（３）Inventory sheetとして、本邦への輸入に際し発行された輸出国の輸出許可書等に記載されているワニ皮タグの記号及び番号と一致する記号及び番号（輸出しようとするワニ目の種の皮等に係るものに限る。）を記載すること（必ずしも表形式による記載を要しない）。

ただし、輸入した際に付されていたワニ皮タグ（以下「原タグ」という。）が外れた場合又は当該ワニ目の種の皮等を分割した場合において、「ワシントン条約決議１１．１２に基づくワニ皮タグの発行手続について（令和元年８月１３日付け輸出注意事項２０１９第３９号）」に基づき再発行を受けたワニ皮タグ（以下「再輸出タグ」という。）を付して再輸出する場合は、下記の記載例（注）のとおり別紙様式１－（３）Inventory sheetに表形式で記載すること。この場合において、当該再輸出タグの記号及び番号は、記載を要しない（経済産業省が記入。）

（注）別紙様式１－（３）Inventory sheet　＜タグの再発行を受ける場合の記載

植物等の場合（（iii）に掲げる場合を除く。）・・・「再輸出」

（iii）本人の私用に供することを目的とする貨物等・・・「その他」

（ハ）～（ト）　（略）

（チ）「８．貨物の詳細」の欄

輸出する貨物の状態（生きている動植物、皮、鞄又は化粧品など）を詳細に記載し、当該貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。また、生きている動物にあっては可能な限り性別及び年齢を記載し、キャビアにあっては再使用不可ラベル通達の２に定める再使用不可ラベルの記載事項を記載する。

例>

Original tag information	re- export tag information	Fragment information
○×△□－１ ※１		
・ ・		
○×△□－２ ※２		fragment 1
○×△□－２		fragment 2
○×△□－２		fragment 3

※１　輸入したワニ目の種の皮等の原タグが外れた場合は、Original tag information欄（原タグ情報欄）に輸出しようとする皮等に係る原タグの記号及び番号を申請者が記載する。

なお、re-export tag information欄（再輸出タグの情報欄）は経済産業省が記載する。

また、Fragment information欄（断片識別情報欄）は記載を要しない。

※２　輸入したワニ目の種の皮等を分割した場合は、Original tag information欄及びFragment information欄に、皮等の分割が確認できる写真又は図で各断片に一意に付される記号及び番号に対応して、申請者が記載する。

なお、re-export tag information欄は経済産業省が記載する。

（リ）「９．附属書・出所」の欄

（ｉ）　（略）

（ⅱ）出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記号

Ｗ：　野生から取得した動植物等

Ｘ：　「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物等

（削る）

Ｒ：　ランチング（成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生

（リ）「９．附属書・出所」の欄

（ｉ）　（略）

（ⅱ）出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記号

Ｗ：　野生から取得した動植物及びその派生物

Ｘ：　「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物

Ｆ：　飼育により繁殖させた動物（「Ｃ」の区分に該当しないもの）及びその派生物

Ｒ：　ランチング事業から生まれた動物、その個体の一部及び派生物

から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成）された動物等

（削る）

Ｄ：　商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ｉに掲げる動物（決議１２．１０に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ｉに掲げる植物であって条約第７条第４項の規定に基づき輸出されるもの等

Ａ：　人工的に繁殖させた植物（決議１１．１１において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第７条第５項の規定に基づき輸出されるもの（附属書Ｉに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの））等

Ｃ：　飼育により繁殖させた動物（決議１０．１６において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第７条第５項の規定に基づき輸出されるもの）等

Ｆ：　飼育により繁殖させた動物（「Ｃ」の区分に該当しないもの）等

Ｙ：補助生産の植物（決議１１．１１において定義される「補助生産から得られた植物」の要件を満たすもの）等

Ｕ：　出所不明の動植物等

Ｉ：　没収又は押収された動植物等

Ｏ：　条約適用前に取得された動植物等

（削る）

（ヌ）「１０．数量・重量」の欄

輸出する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

単　位	記　号
平方メートル	㎡
キログラム	kg
枚・片・個・頭・匹・株	no.
フラスコ	flask

（注）輸出しようとする貨物について使うべき推奨単位については、「CITES 年次報告書の作成及び提出に係るガイドライン」（条約事務局作成）を参照すること。

Ａ：　人工的に繁殖させた植物（附属書Ｉに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物

Ｄ：　商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ｉに掲げる動物（決議１２．１０に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ｉに掲げる植物、これらの個体の一部及び派生物

（新設）

Ｃ：　飼育により繁殖させた動物（決議１０．１６において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物

（新設）

（新設）

Ｕ：　出所不明の動植物、これらの個体の一部及び派生物

Ｉ：　没収又は押収された動植物、これらの個体の一部及び派生物

Ｏ：　条約適用前に取得された動植物、これらの個体の一部及び派生物

なお、「Ｏ」の場合には取得年月日等を「８．貨物の詳細」欄に記載すること。

（ヌ）「１０．数量・重量」の欄

輸出する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

単　位	記　号	単　位	記　号
平方メートル	㎡	キログラム	kg
枚・片・個	no.	頭・匹	head
フラスコ	flask	株	plant

（新設）

（ル）～（レ）　（略）

3　事務取扱要領

（1）輸出許可書等の処理

（イ）　（略）

（ロ）（イ）により輸出許可書等を受理した野生動植物貿易審査室は、2（3）（イ）に定める許可基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて科学当局である関係省に対し、輸出許可書等の写しを添えて、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし 、関係省から当該動植物の種の存続に係る包括助言を得ている場合を除く。

条約附属書による区分		関係省
動物界	（略）	（略）
	（略）	（略）
植物界	（略）	（略）
	（略）	（略）

（ハ）（イ）により、（ロ）の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、1（3）（ロ）に定める審査基準については、同室に情報提供を求めることができる。

(ニ)「1ａ．許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の（ｉ）から（ｖ）までに掲げる記号及び番号を、次の（ｉ）から（ｖ）までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

（ｉ）　西暦年号の末尾２桁の数字

（ii）　発行国を示す記号「ＪＰ」

（iii）　暦年ごとに０００００１から始める６桁の番号

（iv）　区切りを示す記号「／」

（ル）～（レ）　（略）

3　事務取扱要領

（1）輸出許可書等の処理

（イ）　（略）

（ロ）上記（イ）により輸出許可書等を受理した野生動植物貿易審査室は、上記2の（3）の（イ）に定める許可基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて科学当局である関係省に対し、輸出許可書等の写しを添えて、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし 、関係省から当該動植物の種の存続に係る包括助言を得ている場合を除く。

条約附属書による区分		関係省
動物界	（略）	（略）
	（略）	（略）
植物界	（略）	（略）
	（略）	（略）

（ハ）上記（イ）により、上記（ロ）の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、前記1の（3）の（ロ）に定める審査基準については、同室に情報提供を求めることができる。

(ニ)「1ａ．許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の①から⑤までに掲げる記号及び番号を、次の①から⑤までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

①　西暦年号の末尾２桁の数字

②　発行国を示す記号「ＪＰ」

③　暦年ごとに０００００１から始める６桁の番号

④　区切りを示す記号「／」

（ｖ）　発行者を示す記号「ＴＥ」

（ホ）～（ト）　（略）

（チ）「１３．This permit/certificate is issued by:」の欄

野生動植物貿易審査室は、輸出を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸出許可書等を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局印を押印する。

（リ）別紙様式１－（３）Inventory sheetの表にre-export tag information欄がある場合

再輸出タグ発行申請書に基づき発行する「再輸出タグ」に係る記号及び番号を記載する。

（ヌ）野生動植物貿易審査室は、（イ）から（リ）までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

（２）輸出許可書等の再発行

（イ）　（略）

（ロ）野生動植物貿易審査室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「５．特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit（許可書・証明書番号）which has been declared lost. (Date:month/day/year)」と記載し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局印を押印し、輸出許可書等を発行する権限を有する者による署名の上、当該写しを申請者に交付する。

（ハ）　（略）

（３）（略）

（４）輸出許可書等の写しの保管

野生動植物貿易審査室は、（１）に規定する輸出許可書等の写しを保管するものとする。

Ⅱ　原産地証明書の発行手続

１　対象貨物

条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国又は地域を原産地としない動植物等

⑤　次に掲げる発行者を示す記号「ＴＥ」

（ホ）～（ト）　（略）

（チ）「１３．This permit/certificate is issued by:」の欄

野生動植物貿易審査室は、輸出を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸出許可書等を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に日本国管理当局印を押印する。

（新設）

（リ）野生動植物貿易審査室は、上記（イ）から（チ）までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

（２）輸出許可書等の再発行

（イ）　（略）

（ロ）野生動植物貿易審査室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「５．特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit（許可書・証明書番号）which has been declared lost. (Date:month/day/year)」と記載し、日本国管理当局印を押印し、輸出許可書等を発行する権限を有する者による署名の上、当該写しを申請者に交付する。

（ハ）　（略）

（３）（略）

（４）輸出許可書等の写しの保管

野生動植物貿易審査室は、上記（１）に規定する輸出許可書等の写しを保管するものとする。

Ⅱ　原産地証明書の発行手続

１　対象貨物

条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国又は地域以外の国又は地域を原産地とする動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく

2　発行手続 手続の詳細については、最寄りの商工会議所に相談のこと。 なお、発行手続に際しては、原産国（対象貨物が捕獲、採取又は繁殖された国又は地域）、対象貨物の由来（ソースコード）及び目的（パーパスコード）を記載のこと。（Ⅰ２（４）（ホ）及び（リ）（ⅱ）を参照。）	製又は加工品 2　発行手続 手続の詳細については、最寄りの商工会議所に相談のこと。 なお、発行手続に際しては、原産国（対象貨物が捕獲、採取又は繁殖された国又は地域）、対象貨物の由来（ソースコード）及び目的（パーパスコード）を記載のこと。（上記Ⅰの２の（４）の（ホ）及び（リ）の（ⅱ）を参照。）
Ⅲ　その他の取扱い １　条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号）」８に掲げる国又は地域とする。 ２　（略）	Ⅲ　その他の取扱い １　条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２０第４号）」を確認してください。 ２　（略）
（削る）	別紙様式　１－（１）～別紙様式　１－（３）　（略）

別紙様式１－（１）（表）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明(申請)書

CITES permit/certificate : Government of Japan

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

1. 書類の種類 Type of document

☐ 輸出 ／export permit
☐ 再輸出／re-export certificate
☐ 輸入 ／import permit
☐ その他／other

Page of

1a. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No.

2. 有効期限 Valid until

3. 輸入者 Importer (name, address and country)

4. 輸出者／再輸出者 Exporter / Re-exporter (name, address and country)

5. 特別条件 Special conditions ※ 政府記入欄 For the government use only

本書類は、生きている標本を対象としている場合、その輸送手段が航空輸送の場合は「国際航空運送協会（IATA）規則」に、それ以外の場合は「輸送に関するCITESガイドライン」に、それぞれ準拠している場合にのみ有効である。
This permit/certificate is only valid if live specimens are transported in compliance with the *CITES Guidelines for the Transport and preparation for Shipment of Live Wild Animals* or, in the case of air transport, the Live Specimens Regulations published by the International Air Transport Association (IATA).

5a. 目的 Purpose of transaction

5b. Security stamp No.

6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

A	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
B	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Date of issue　　Signature and official seal　　Security stamp

14. 船荷証券／航空運送状番号 Bill of lading / Air waybill number

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
A	
B	

Place　　Date of endorsement　　Signature and official seal by customs official

(新設)

（裏）

Instructions and explanations
(These correspond to block numbers on the form)

(1) The applicant must complete following blocks.

1. Tick the square which corresponds to the type of document issued (export permit, re-export certificate, import permit or other).
3. Complete name, address and country of the importer. The name of the country must be written in full.
4. Complete name, address and country of the exporter/re-exporter. The name of the country must be written in full.

5a. The following purpose codes should be used:

T for Commercial, Z for Zoo, G for Botanical garden, Q for Circus or travelling exhibition,
S for Scientific, H for Hunting trophy, P for Personal, M for Medical (including biomedical research),
E for Education, N for Reintroduction or introduction into the wild,
B for Breeding in captivity or artificial propagation, L for Law enforcement / judicial / forensic.

7. Indicate the scientific name (genus and species, where appropriate subspecies) of the animal or plant as it appears in the Convention Appendices or the reference lists approved by the Conference of the Parties, and the common name of the animal or plant as known in the country issuing the permit.

8. Describe, as precisely as possible, the specimens entering trade (live animals, skins, flanks, wallets, shoes, etc.). If a specimen is marked (tags, identifying marks, rings, etc.), whether or not this is required by a Resolution of the Conference of the Parties (specimens originating in a ranching operation, specimens subject to quotas approved by the Conference of the Parties, specimens of Appendix-I species bred in captivity for commercial purposes, etc.), indicate the number and type of mark. The sex and date of birth of the live animals should be recorded, if possible.

9. I. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is listed.
II. Use the following codes to indicate the source:

W Specimens taken from the wild
X Specimens taken in "the marine environment not under the jurisdiction of any State"
R Ranched specimens: specimens of animals reared in a controlled environment, taken as eggs or juveniles from the wild, where they would otherwise have had a very low probability of surviving to adulthood.
D Appendix-I animals bred in captivity for commercial purposes in operations included in the Secretariat's Register, in accordance with Resolution Conf.12.10, and Appendix-I plants artificially propagated for commercial purposes, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 4, of the Convention
A Plants that are artificially propagated in accordance with Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 5 (specimens of species included in Appendix I that have been propagated artificially for non-commercial purposes and specimens of species included in Appendices II and III)
C Animals bred in captivity in accordance with Resolution Conf. 10.16, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 5
F Animals born in captivity (F1 or subsequent generations) that do not fulfil the definition of 'bred in captivity' in Resolution Conf. 10.16, as well as parts and derivatives thereof
Y Specimens of plants that fulfil the definition for 'assisted production' in Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof
U Source unknown (**must be justified**)
I Confiscated or seized specimens
O Pre-Convention

10. Indicate the total number and quantity of specimens, if this is not possible, either of them and specify the unit of measurement used.
Do not use general terms. When specifically noting the amount of regulated specimens contained in the manufactured product(s), angle brackets (<>) shall be used.
A period (.) shall be used as the decimal separator when indicating fractional values.

11- 11b.
The country of origin is the country in which the specimens were taken from the wild, bred in captivity or artificially propagated, except in the case of plant specimens that cease to qualify for an exemption from the provisions of CITES. In such instances, the country of origin is deemed to be the country in which the specimens ceased to qualify for the exemption. Indicate the number of the permit or certificate of the exporting country and the date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-exports.

12 - 12b.
The country of last re-export is the country from which the specimens were re-exported before entering the country in which the present document is issued. Enter the number of the re-export certificate of the country of last re-export and its date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-export of specimens previously re-exported.

14. Enter the number of the bill of lading or air way-bill if the method of transport used requires the use of such a document.

(2) The official of Management Authority must complete following blocks.

1a. The original permit/certificate number is a unique number allocated to each document by the Management Authority.
2. For export permits and re-export certificates, the date of expiry of the document may not be more than six months after the date of issuance (one year for import permits).
5. Special conditions may refer to national legislation or special conditions placed on the shipment by the issuing Management Authority. This block can also be used to justify the omission of certain information.
5b. Indicate the number of the security stamp affixed in block 13.
6. The name, address and country of the issuing Management Authority.
13. To be completed by the official who issues the permit. The name of the official must be written in full. The security stamp must be affixed in this block and must be cancelled by the signature of the issuing official and a stamp or seal. The seal, signature and security-stamp number should be clearly legible.

(3) The official of Customs must complete following blocks.

15. To be completed by the official who inspects the shipment at the time of export or re-export. Enter the quantities, name of port, date of permission, signature and a stamp.

指示と説明
(様式の段落番号に対応します)

(1) 申請者は、以下の項目を記入する

1. この書類に対応する段角をチェックする(輸出、再輸出、輸入又はその他)。
3. 輸入者の正確な名称、住所及び国名を記入(略称を用いない)。
4. 輸出者／再輸出者の正確な名称、住所及び国名を記入(略称を用いない)。
5a. この取引の目的として、次のコードを記入。

T 商業、 Z 動物園、 G 植物園、 Q サーカス又は移動展示、
S 科学研究、H ハンティングトロフィー、P 個人用、M 生物・医学研究
E 教育、 N 野生への返還又は野生化、
B 繁育繁殖又は人工繁殖、 L 法執行

7. (a) 申請動植物の一般的名称を記入。
(b) 申請動植物の学術名称(属及び種並びに適宜亜種)を記入。

8. 取引される貨物の詳細(生きている動物、皮、財布、靴など)を正確に記入。
マーク(タグ、識別マーク、リング等)が付されている場合、マーキングの数とタイプを示す。生きている動物は、可能な限り性別及び生年月日を記入。

9. I. 申請動植物の条約附属書番号(Ⅰ、Ⅱ又はⅢ)を記入。
II. 申請動植物の出所として、次のコードを記入。

W 野生から取得した動植物
X 「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物
R ランチング(成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成)された動物
D 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げる動物(決議 12.10 に従い登録された事業により繁殖させたものに限る)又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ⅰに掲げる植物であって条約第7条第4項の規定に基づき輸出されるもの
A 人工的に繁殖させた植物(決議 11.11 において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの(附属書Ⅰに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの))
C 飼育により繁殖させた動物(決議 10.16 において定義される「制御された環境で生まれた又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの)
F 飼育により繁殖させた動物(C の区分に該当しないもの)
Y 補助生産の植物(決議 11.11 において定義される「補助生産から得られた植物」の要件を満たすもの)
U 出所不明 (証拠を提出を明記)
I 没収又は押収された動植物
O 条約適用前に取得された動植物

10. 取引される貨物の合計の数及び重量(又はその計測単位を記入(数及び量の双方の記入が困難な場合には、いずれかの一方を記入)。計測単位には複数な単位を用いないこと。
規制対象種の含有量を特記する場合には山括弧<>を用いて記載すること。
小数点を示す際は、ピリオド.)を用いて記載すること。

11 - 11b.
動植物の原産国又は地域名、その国が発給した輸出許可書番号及び発給日を記入。
この欄は、再輸出の場合にのみ記入。

12 - 12b.
動植物の最終再輸出国又は地域名、その国が発給した再輸出証明書番号及び発給日を記入。
この欄は、以前に再輸出された標本の再輸出の場合にのみ記入。

14. 輸送方法が、船荷証券又は航空運送状などの使用を必要とする場合、それらの書類の番号を記入(番号が決定次第追記すること)。

(2) 管理当局の担当者は、以下の項目を記入する

1a. 許可書、証明書番号
2. 有効期限(輸出／再輸出は6ヶ月、輸入は1年)

5. 特別条件

5b. 13欄に貼付されるセキュリティスタンプの番号
6. この書類を発給する管理当局の名称及び住所
13. この書類の発給日、この書類を発給する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、公印を押印の上、セキュリティスタンプを貼付

(3) 税関の担当者は以下の項目を記入する

15. 税関係官による、輸出／再輸出数量(員数)、輸出／再輸出港、許可日、署名の記載及び押印

（注） 用紙の大きさは、A 列 4 番とする。

（新設）

別紙様式１－（２）

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 ／export permit ☐ 再輸出／re-export certificate ☐ 輸入 ／import permit ☐ その他／other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

C	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
D	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
E	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
F	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
C	
D	
E	
F	

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

（新設）

CONVENTION ON INTERNATIONALTRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet | Page of

☐ 輸出 /export permit
☐ 再輸出/re-export certificate
☐ 輸入 /import permit
☐ その他/other

1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No.

2. 有効期限 Valid until

G	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
H	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
I	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
J	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
G	
H	
I	
J	

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、A列４番とする。

（新設）

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 ／export permit ☐ 再輸出／re-export certificate ☐ 輸入 ／import permit ☐ その他／other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

K	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source	
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)	
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue	
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue	
L	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source	
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)	
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue	
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue	
M	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source	
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)	
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue	
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue	
N	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source	
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)	
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue	
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue	

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
K	
L	
M	
N	

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、A列４番とする。

（新設）

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 /export permit ☐ 再輸出/re-export certificate ☐ 輸入 /import permit ☐ その他/other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

O	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
P	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
Q	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
R	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
O	
P	
Q	
R	

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、A列4番とする。

(新設)

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

別紙 Continuation Sheet	Page of
☐ 輸出 /export permit ☐ 再輸出/re-export certificate ☐ 輸入 /import permit ☐ その他/other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until

S	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
T	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
U	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
V	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

	申告数量 quantity at the time of export / re-export
S	
T	
U	
V	

official seal by customs official

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(新設)

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

	別紙 Continuation Sheet		Page of
	☐ 輸出 /export permit ☐ 再輸出/re-export certificate ☐ 輸入 /import permit ☐ その他/other	1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No. 2. 有効期限 Valid until	
W	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
X	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
Y	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue
Z	7a. 動植物種の一般名 Common name of species	8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)	9. 附属書・出所 Appendix, Source
	7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species		10. 数量・重量 Quantity (including unit)
	11. 原産国 Country of origin	11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	11b. 発行日 Date of issue
	12. 最終再輸出国 Country of last re-export	12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.	12b. 発行日 Date of issue

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

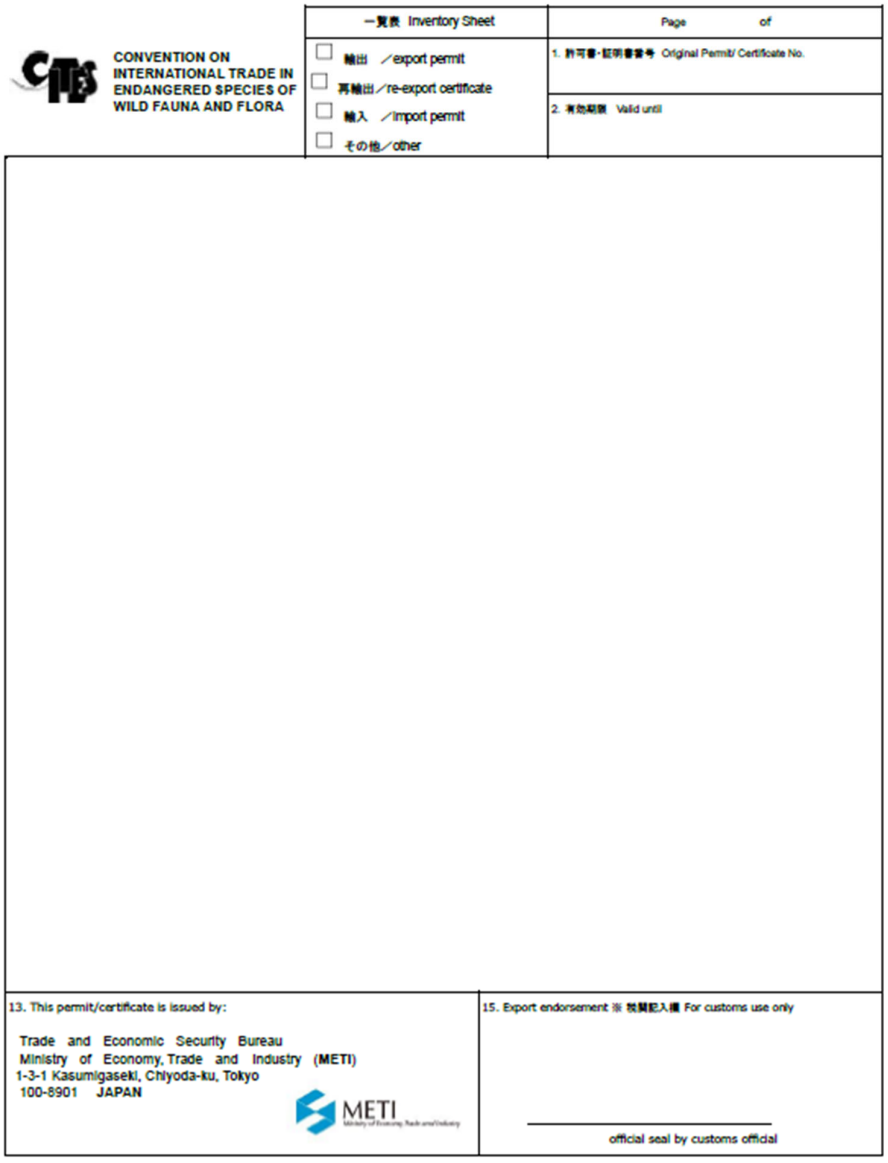
	申告数量 quantity at the time of export / re-export
W	
X	
Y	
Z	

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、A列４番とする。

(新設)

別紙様式１－(３)



CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

一覧表 Inventory Sheet

Page of

☐ 輸出 ／export permit
☐ 再輸出／re-export certificate
☐ 輸入 ／import permit
☐ その他／other

1. 許可書・証明書番号 Original Permit/ Certificate No.

2. 有効期限 Valid until

13. This permit/certificate is issued by:

Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN

METI

15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only

official seal by customs official

（注） 用紙の大きさは、A列4番とする。

(新設)

別紙様式２（略）

別紙様式３

外国籍船による洋上輸出許可申請説明書
Instructions of application for export permit for direct landing by foreign vessel to another States

(Date)　年(year)　月(month)　日(day)

野生動植物貿易審査室長　殿
Director, Office of Trade Licensing for Wild Animals and Plants
Ministry of Economy, Trade and Industry

申請者（輸出者）(Applicant (exporter))
氏名又は名称及び代表者の氏名
(Name / Name of the corporation and of its representative)
住　所(Address)
〒
担当者名(Name of the person in charge)
電話番号(Phone number)
E-mail

１．輸入者（荷受人）Importer (Consignee)	氏名又は企業名 Name / company	
	住所 Address	
	仕向地 Destination (Country)	
２．洋上輸出しようとする貨物 Export cargo for direct landing	船舶の名称 Ship name	
	採捕期間 (Period of capture)	（採捕開始日）年月日 (Scheduled) Start date of capture　（採捕終了日）年月日 (Scheduled) End date of capture
	水産物の名称 Name of aquatic life	（学名）Scientific name　（一般名）Common name　（附属書番号）Appendix no
	採捕海域 fishing waters including FAO Fishing Area	
	輸出時点の貨物の状態 Cargo status at the time of export	（生きている場合、その運送手段）In case of living plants or animals, its transportation means
		（生きていない場合、その状態及び加工製品名）In case of dead animal or plant, its state and product name
	数量 Quantity	
	備考 Note	

（注）１．用紙の大きさは、A列４番とする。
２．記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。

別紙様式２（略）

（新設）

「（お知らせ）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第７条第３項及び同条約決議１６．８に基づく楽器証明書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○（お知らせ）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第７条第３項及び同条約決議１６．８に基づく楽器証明書の申請手続等について（令和３年６月２９日付け）

改　正　後	現　　行
２　楽器証明書の適用範囲 楽器証明書の適用範囲は、次のいずれにも該当するものとする。 （１）・（２）　（略） （３）楽器証明書制度を導入している締約国等又は他の締約国等の楽器証明書による輸入及び再輸出を認めている締約国等へ輸出し、当該締約国等から輸入すること。	**２　楽器証明書の適用範囲** 楽器証明書の適用範囲は、次のいずれにも該当するものとする。 （１）・（２）　（略） （３）楽器証明書制度を導入している又は他の条約の締約国等の楽器証明書による輸入及び再輸出を認めている締約国等へ輸出し、当該締約国等から輸入すること。
３　楽器証明書の申請手続 （１）　（略） （２）申請書類（楽器及びその部品並びに付属品の一式で申請すること。） （イ）～（ニ）　（略） （ホ）条約適用前に取得された動植物等を使用して製作された楽器等にあっては、当該動植物等が条約適用前に取得されたことを証する次に掲げるいずれかの書類 （ｉ）～（iii）　（略） （iv）放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類　写し１通 なお、上記の書類が提出できない場合にあっては、条約適用前に取得したものであることを説明する書類（任意様式）及び次に掲げるいずれかの第三者（申請者（輸出者）ではないこと。ただし、申請者が②に該当する場合はこの限りではない。）による見解書（任意様式）　各１通 ①～③　（略） ④　①から③までが属する関連団体等 ⑤・⑥　（略） （ヘ）（略） （ト）我が国の動植物の保護に関する法律（（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでないこと、及び４の楽器証明書の発行基準を満たしていることの誓約書（様式任意）　原本１通	**３　楽器証明書の申請手続** （１）　（略） （２）申請書類（楽器及びその部品並びに付属品の一式で申請すること。） （イ）～（ニ）　（略） （ホ）条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等を使用して製作された楽器等にあっては、その種の動植物等が条約適用前に取得されたことを証する次に掲げるいずれかの書類 （ｉ）～（iii）　（略） （iv）放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類　写し１通 なお、上記の書類が提出できない場合にあっては、条約適用前に取得したものであることを説明する書類（任意様式）及び次に掲げるいずれかの第三者（申請者（輸出者）ではないこと）による見解書（任意様式）　各１通 ①～③　（略） ④　上記①から③までが属する関連団体等 ⑤・⑥　（略） （ヘ）（略） （ト）我が国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでないこと、及び下記４の楽器証明書の発行基準を満たしていることの誓約書（様式任意）　原本１通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その許可書の写し又はこれに代わるべき内容の書類　１通

（注）　（略）

（チ）・（リ）　（略）

（ヌ）再輸出する楽器等にあっては、本邦への輸入に際し、条約第３条、第４条及び第５条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面又は条約第５条に基づく原産地証明書（条約第７条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。）（（ホ）（ⅱ）を提出した場合は不要とする。）　写し１通

ただし、（リ）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

（ル）・（ヲ）　（略）

（３）楽器証明（申請）書の記載要領

（イ）～（ニ）　（略）

（ホ）「7b.楽器等の識別情報」の欄

（ⅰ）楽器等を識別するための情報（メーカー名、シリアル番号、その他楽器等を識別できる情報）を記載する。部分的に異なる動植物等が使用されている場合には、それぞれ、該当する種を記載する。

（ⅱ）「CITES 年次報告書の作成及び提出に係るガイドライン」（条約事務局作成）において推奨された取引品目コードを記入すること。

（ヘ）　（略）

（ト）「8.数量・重量」の欄

輸出する楽器等の数量及び重量並びにその単位を記載すること。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載する。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

枚・片・個　no.

キログラム　kg

（注）輸出しようとする貨物について使うべき推奨単位については、「CITES 年次報告書の作成及び提出に係るガイドライン」（条約事務局作成）を参照すること。

（チ）・（リ）　（略）

（ヌ）「１０.附属書・出所」の欄

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その許可書の写し又はこれに代わるべき内容の書類　１通

（注）　（略）

（チ）・（リ）　（略）

（ヌ）再輸出する楽器等にあっては、本邦への輸入に際し、条約第３条及び第４条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面（条約第７条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。）（（ホ）（ⅱ）を提出した場合は不要とする。）写し１通

ただし、上記（リ）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

（ル）・（ヲ）　（略）

（３）楽器証明（申請）書の記載要領

（イ）～（ニ）　（略）

（ホ）「7b.楽器等の識別情報」の欄

楽器等を識別するための情報（メーカー名、シリアル番号、その他楽器等を識別できる情報）を記載する。部分的に異なる動植物等が使用されている場合には、それぞれ、該当する種を記載する。

（ヘ）　（略）

（ト）「8.数量・重量」の欄

輸出する楽器等の数量及び重量並びにその単位を記載すること。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載する。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

枚・片・個　no.　　立法メートル　m3

平方メートル　m^2　　キログラム　kg

（新設）

（チ）・（リ）　（略）

（ヌ）「１０.附属書・出所」の欄

（ｉ）（略）
（ii）次の区分に従って該当する記号を記載する。
記号
Ｗ： 野生から取得した動植物等
Ｘ： 「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物等

Ｒ： ランチング（成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成）された動物等
Ｄ： 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ｉに掲げる動物（決議１２．１０に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ｉに掲げる植物であって条約第７条第４項の規定に基づき輸出されるもの等
Ａ： 人工的に繁殖させた植物（決議１１．１１において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第７条第５項の規定に基づき輸出されるもの（附属書Ｉに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの））等
Ｃ： 飼育により繁殖させた動物（決議１０．１６において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第７条第５項の規定に基づき輸出されるもの）等
Ｆ： 飼育により繁殖させた動物（「Ｃ」の区分に該当しないもの）等

Ｙ： 補助生産の植物（決議１１．１１において定義される「補助生産から得られた植物」の要件を満たすもの）等
Ｕ： 出所不明の動植物等
Ｉ： 没収又は押収された動植物等
Ｏ： 条約適用前に取得された動植物等
（削る）
（ル）～（ワ）（略）

４　楽器証明書の発行基準

楽器証明書の発行は、条約の締約国等を仕向地とする輸出であって、当該申請が３（２）に従って行われたものであることを確認し、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないと認められる場合に限り行うものとする。

（ｉ）（略）
（ii）次の区分に従って該当する記号を記載する。
記号
Ｗ： 野生から取得した動植物及びその派生物
Ｘ：「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物
Ｒ： ランチング事業から生まれた動物、その個体の一部及び派生物

Ｄ： 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ｉに掲げる動物（決議１２．１０に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ｉに掲げる植物、これらの個体の一部及び派生物
Ａ： 人工的に繁殖させた植物（附属書Ｉに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物

Ｃ： 飼育により繁殖させた動物（決議１０．１６において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物
Ｆ： 飼育により繁殖させた動物（「Ｃ」の区分に該当しないもの）及びその派生物
（新設）

Ｕ： 出所不明の動植物、これらの個体の一部及び派生物
Ｉ： 没収又は押収された動植物、これらの個体の一部及び派生物
Ｏ： 条約適用前に取得された動植物、これらの個体の一部及び派生物
なお、「Ｏ」の場合には取得年月日等を記載する。
（ル）～（ワ）（略）

４　楽器証明書の発行基準

楽器証明書の発行は、当該申請が上記３の（２）に従って行われたものであることを確認し、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないと認められる場合に限り行うものとする。

ただし、条約適用以降に本邦に輸入された対象楽器等を再輸出する場合にあっては、条約に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は証明したものであることが確認できた場合に限り発行するものとする。

なお、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）第５３条に基づき、輸出又は輸入を禁止している場合には、発行しないことがある。

５　楽器証明書の条件

楽器証明書の発行を受けた者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

（１）本楽器証明書は、１の楽器証明書の対象貨物であり、かつ、２の楽器証明書の適用範囲において楽器等を輸出し、それを輸入する場合に限り、これを適用することができる。

（２）～（８）　（略）

（９）１の楽器証明書の対象貨物及び２の楽器証明書の適用範囲につき、発行後に条約や法令等の改正に伴い変更された場合は、当該変更に従うこと。

（１０）（略）

６　（略）

７　楽器証明書の更新申請手続

（１）楽器証明書の発行を受けた者は、当該証明書の有効期限満了日の６月前から３（２）に掲げる書類に原証明書を添付して、更新の申請を行うことができる。

（２）（略）

８　楽器証明書の再発行の申請手続

（１）楽器証明書を紛失（盗難又は誤って破棄を含む。）又は毀損した場合の再発行の申請は、以下の書類を提出するものとする。

（イ）　経緯及び再発を防止する方策を記載した理由書　原本１通（様式任意）

（ロ）　原証明書と同一内容を記載した楽器証明（申請）書　原本２通

（ハ）　紛失又は毀損した楽器証明書の写し（写しのない場合は、野生動植物貿易審査室の保管する写しをもってこれにあてる。）１通

（２）野生動植物貿易審査室は、申請の内容が正確であることを確認した上、（１）（ロ）の楽器証明（申請）書の「１３．付加的条件」の欄に「本証明書は原本の真正な写し

ただし、条約適用以降に本邦に輸入された対象楽器等を輸出する場合にあっては、条約に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は証明したものであることが確認できた場合に限り発行するものとする。

なお、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）第５３条に基づき、輸出又は輸入を禁止している場合には、発行しないことがある。

５　楽器証明書の条件

楽器証明書の発行を受けた者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

（１）本楽器証明書は、上記１の楽器証明書の対象貨物であり、かつ、上記２の楽器証明書の適用範囲において楽器等を輸出し、それを輸入する場合に限り、これを適用することができる。

（２）～（８）　（略）

（９）上記１の楽器証明書の対象貨物及び上記２の楽器証明書の適用範囲につき、発行後に条約や法令等の改正に伴い変更された場合は、当該変更に従うこと。

（１０）（略）

６　（略）

７　楽器証明書の更新申請手続

（１）楽器証明書の発行を受けた者は、当該証明書の有効期限満了日の６月前から上記３の（２）に掲げる書類に原証明書を添付して、更新の申請を行うことができる。

（２）（略）

８　楽器証明書の再発行の申請手続

（１）楽器証明書を紛失（盗難又は誤って破棄を含む。）又は毀損した場合の再発行の申請は、以下の書類の提出を提出するものとする。

①　経緯及び再発を防止する方策を記載した理由書　原本１通（様式任意）

②　原証明書と同一内容を記載した楽器証明（申請）書　原本２通

③　紛失又は毀損した楽器証明書の写し（写しのない場合は、野生動植物貿易審査室の保管する写しをもってこれにあてる。）１通

（２）野生動植物貿易審査室は、申請の内容が正確であることを確認した上、（１）②の楽器証明（申請）書の「１３．付加的条件」の欄に「本証明書は原本の真正な写しであ

である。」旨を英文で「This certificate is a true copy of the original Musical instrument certificate（証明書番号）which has been declared lost.（Date:month/day/year)」と記載し、（1）（ハ）の紛失又は毀損した楽器証明書の写しを貼り付け、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局印を押印し、楽器証明書を発行する権限を有する者による署名の上、申請者に発行する。また、有効期限は原証明書と同一とし、その他については１０の事務取扱要領に準じて処理するものとする。

なお、楽器証明書により一時的に輸出した楽器等が外国にある間に、当該証明書の有効期限を経過した場合は、再発行は行わない。

９　楽器証明書の取消等

次のいずれかに該当する場合には、当該楽器証明書の発行を取り消し、新たな楽器証明書の発行を行わないことがある。

（1）楽器証明書の発行を受けた者が法令又は５の楽器証明書の条件に違反したとき。

（2）楽器証明書の発行を受けた者又はその輸出若しくは輸入が４の発行基準を満たさなくなったとき。

（3）・（4）　（略）

１０　事務取扱要領

（1）楽器証明書の処理

（イ）　（略）

（ロ）「1．証明書番号」の欄

証明書番号は、次の（ｉ）から（ｖ）までに掲げる記号及び番号を、次の（ｉ）から（ｖ）までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

（ｉ）　西暦年号の末尾２桁の数字

（ii）　発行国を示す記号「ＪＰ」

（iii）　暦年ごとに３００００１から始める６桁の番号

（iv）　区切りを示す記号「／」

（ｖ）　発行者及び楽器証明であることを示す記号「ＴＥＭ」

（ハ）「2．有効期限」の欄

楽器証明書の有効期限の起算は発行した日の翌日から行うものとし、有効期限は３年を超えない範囲内において野生動植物貿易審査室長が定める日とする。ただし、６及び８に基づく申請である場合には、原証明書の有効期限と同一とする。当

る。」旨を英文で「This certificate is a true copy of the original Musical instrument certificate（証明書番号）which has been declared lost.（Date:month/day/year)」と記載し、（1）③の紛失又は毀損した楽器証明書の写しを貼り付け、日本国管理当局印を押印し、楽器証明書を発行する権限を有する者による署名の上、申請者に発行する。また、有効期限は原証明書と同一とし、その他については下記１０の事務取扱要領に準じて処理するものとする。

なお、楽器証明書により一時的に輸出した楽器等が外国にある間に、当該証明書の有効期限を経過した場合は、再発行は行わない。

９　楽器証明書の取消等

次のいずれかに該当する場合には、当該楽器証明書の発行を取り消し、新たな楽器証明書の発行を行わないことがある。

（1）楽器証明書の発行を受けた者が法令又は上記５の楽器証明書の条件に違反したとき。

（2）楽器証明書の発行を受けた者又はその輸出若しくは輸入が上記４の発行基準を満たさなくなったとき。

（3）・（4）　（略）

１０　事務取扱要領

（1）楽器証明書の処理

（イ）　（略）

（ロ）「1．証明書番号」の欄

証明書番号は、次の①から⑤までに掲げる記号及び番号を、次の①から⑤までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

①　西暦年号の末尾２桁の数字

②　発行国を示す記号「ＪＰ」

③　暦年ごとに３００００１から始める６桁の番号

④　区切りを示す記号「／」

⑤　発行者及び楽器証明であることを示す記号「ＴＥＭ」

（ハ）「2．有効期限」の欄

楽器証明書の有効期限の起算は発行した日の翌日から行うものとし、有効期限は３年を超えない範囲内において野生動植物貿易審査室長が定める日とする。ただし、上記６及び８に基づく申請である場合には、原証明書の有効期限と同一とする。

該有効期限は、その期限内に本邦から輸出され、本邦に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ニ)・(ホ)　(略)

(ヘ)「１２．This certificate is issued by:」の欄

野生動植物貿易審査室は、楽器証明書を発行することが適当である場合に限り、発行年月日並びに楽器証明書を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局印を押印する。

(ト)　(略)

(チ) 野生動植物貿易審査室は、(イ) から (ト) までの処理を行った楽器証明書の原本を申請者に発行しなければならない。

(リ)　(略)

(２)　(略)

(３) 楽器証明書の写しの保管

野生動植物貿易審査室は、(１)に規定する楽器証明書の写しを保管するものとする。

１１　その他

条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号)」８に掲げる国又は地域とする。

別紙様式１－(１)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国楽器証明（申請）書

１～５　(略)

６.日本国管理当局　Issuing Management Authority

Trade and Economic Security Bureau

Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)

1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

100-8901　JAPAN

(削る)

当該有効期限は、その期限内に本邦から輸出され、本邦に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ニ)・(ホ)　(略)

(ヘ)「１２．This certificate is issued by:」の欄

野生動植物貿易審査室は、楽器証明書を発行することが適当である場合に限り、発行年月日並びに楽器証明書を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に日本国管理当局印を押印する。

(ト)　(略)

(チ) 野生動植物貿易審査室は、上記（イ）から（ト）までの処理を行った楽器証明書の原本を申請者に発行しなければならない。

(リ)　(略)

(２)　(略)

(３) 楽器証明書の写しの保管

野生動植物貿易審査室は、上記（１）に規定する楽器証明書の写しを保管するものとする。

１１　その他

条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号)」を確認してください。

別紙様式１－(１)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国楽器証明（申請）書

１～５　(略)

６.日本国管理当局　Issuing Management Authority

Trade and Economic Cooperation Bureau

Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)

1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

100-8901　JAPAN

TEL:+81-3-3501-1723

（削る）
７a～１５　（略）

（裏）
指示と説明
（様式の段落番号に対応します）
（１）３.～9b.　（略）
10.　ｉ.　（略）
ii.　（略）
W　（略）
X　「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物
R　ランチング（成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成）された動物
D　商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げる動物（決議 12.10 に従い登録された事業により繁殖させたものに限る）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ⅰに掲げる植物であって条約第７条第４項の規定に基づき輸出されるもの
A　人工的に繁殖させた植物（決議 11.11 において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第７条第５項の規定に基づき輸出されるもの）（附属書Ⅰに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの）
C 飼育により繁殖させた動物（決議 10.16 において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第７条第５項の規定に基づき輸出されるもの）
F 飼育により繁殖させた動物（Ｃの区分に該当しないもの）
Y 補助生産の植物（決議 11.11 において定義される「補助生産（assisted production）から得られた植物」の要件を満たすもの）
U～0　（略）

Instructions and explanations
(These correspond to block numbers on the form)
（１）３.～9b.　（略）
10.　（略）
ii.　（略）
W・X　（略）

FAX:+81-3-3501-0997
７a～１５　（略）

（裏）
指示と説明
（様式の段落番号に対応します）
（１）３.～9b.　（略）
10.　ｉ.　（略）
ii.　（略）
W　（略）
X　「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその生物
R　ランチング事業から生まれた動物

D　商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げる動物（決議 12.10 に従い登録された事業により繁殖させたものに限る）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ⅰに掲げる植物
A　人工的に繁殖させた植物（附属書Ⅰに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたものに限る）

C 飼育により繁殖させた動物（決議 10.16 において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものに限る）

F 飼育により繁殖させた動物（Ｃの区分に該当しないものに限る）
（新設）

U～0　（略）

Instructions and explanations
(These correspond to block numbers on the form)
（１）３.～9b.　（略）
10.　（略）
ii.　（略）
W・X　（略）

R Ranched specimens: specimens of animals reared in a controlled environment, taken as eggs or juveniles from the wild, where they would otherwise have had a very low probability of surviving to adulthood.	R Specimens originating from a ranching operation
D Appendix-I animals bred in captivity for commercial purposes in operations included in the Secretariat's Register, in accordance with Resolution Conf. 12.10, and Appendix-I plants artificially propagated for commercial purposes, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 4, of the Convention	D Appendix-I animals bred in captivity for commercial purposes in operations includedin the Secretariat's Register, in accordance with Resolution Conf. 12.10, and Appendix-I plants artificially propagated for commercial purposes, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 4, of the Convention
A Plants that are artificially propagated in accordance with Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 5 (specimens of species included in Appendix I that have been propagated artificially for non-commercial purposes and specimens of species included in Appendices II and III)	A Plants that are artificially propagated in accordance with Resolution Conf. 11.11, paragraph a), as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisionsof Article VII, paragraph 5 (specimens of species included in Appendix I that havebeen propagated artificially for non-commercial purposes and specimens of speciesincluded in Appendices II and III)
C・F　(略)	C・F　(略)
Y Specimens of plants that fulfil the definition for 'assisted production' in Resolution Conf. 11.11 (Rev. CoP20) as well as parts and derivatives thereof	(新設)
U～0　(略)	U～0　(略)
別紙様式１－（２）　(略)	別紙様式１－（２）　(略)
別紙様式２ 楽器証明申請説明書（新規・更新）	別紙様式２ 楽器証明申請説明書（新規・更新）
申請者（所有者・使用者） 氏名 住所　〒 電話番号 E メールアドレス	申請者（所有者・使用者） 氏名 住所　〒 電話番号 （新設）
２．申請理由等 所有者名 （申請者と所有者が異なる場合には理由を記載のこと）	２．申請理由等 所有者名 （申請者と申請者が異なる場合には理由を記載のこと）

別紙様式３ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国楽器証明書使用実績報告書 証明書番号 報告年月日 報告者名（所有者・使用者） 住所　〒 電話番号 E メールアドレス	別紙様式３ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国楽器証明書使用実績報告書 証明書番号 報告年月日 報告者名（所有者・使用者） 住所 電話番号 （新設）